

令和2年 第99回(定例)神河町議会会議録(第2日)

令和2年12月16日(水曜日)

議事日程(第2号)

令和2年12月16日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(10名)

1番 安部重助	8番 藤森正晴
2番 三谷克巳	9番 藤原裕和
4番 小寺俊輔	10番 栗原廣哉
5番 吉岡嘉宏	11番 澤田俊一
6番 小島義次	12番 廣納良幸

欠席議員(なし)

欠員(2名)

事務局出席職員職氏名

局長 ..... 小林英和 主事 ..... 山名雅也

説明のため出席した者の職氏名

町長 ..... 山名宗悟	ひと・まち・みらい課参事兼アグリノバージョン特命参事
副町長 ..... 前田義人	..... 真弓憲吾
教育長 ..... 入江多喜夫	建設課長 ..... 野崎直規
総務課長 ..... 日和哲朗	地籍課長 ..... 藤田晋作
総務課参事兼財政特命参事	上下水道課長 ..... 谷総和人
..... 黒田勝樹	健康福祉課長 ..... 桐月俊彦
総務課参事兼情報発信特命参事	健康福祉課参事兼保健師事業特命参事
..... 岡部成幸	..... 保西瞳
税務課長 ..... 長井千晴	会計管理者兼会計課長
住民生活課長 ..... 高木浩	..... 山本哲也

住民生活課参事兼防災特命参事  
..... 平岡民雄  
地域振興課長 ..... 多田守  
地域振興課副課長兼農林業特命参事  
..... 前川穂積  
ひと・まち・みらい課長  
..... 藤原登志幸

町参事兼病院事務長 春名常洋  
病院総務課副課長兼経営強化特命参事兼企業出納員  
..... 井上淳一朗  
教育課長兼給食センター所長  
..... 藤原美樹  
教育課参事兼社会教育特命参事  
..... 高橋宏安

---

### 午前9時30分開議

○議長（廣納 良幸君） おはようございます。

再開します。

ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達していますので、第99回神河町議会定例会第2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

早速、日程に入ります。

---

#### 日程第1 一般質問

○議長（廣納 良幸君） 日程第1、一般質問であります。

町の一般事務について質問の通告を受けておりますので、ここで順次許可いたします。  
なお、議会運営基準第91条及び91条の2の規定により、質問は一要旨一問ごとに行い、質問方式は一問一答方式で行うとしております。

議員1人につき、質問、答弁合わせて60分以内となっております。

終了10分前と5分前にはブザーを鳴らし、60分を過ぎると、質問中、答弁中にかかわらずブザーによりお知らせし、議長より発言を止めます。

議会基本条例第12条第1項においても、会議における議員の質問は、町政上の論点及び争点を明確にするために一問一答方式でこれを行うと定めております。

同条第2項では、質問の要旨及び論点を明確にするためのものに限り、町長等は、議長の許可を得て議員の質問に対して反問することができると、議員に反問することを認めております。

また、同条第3項では、議員及び町長等は、限られた時間内で効率的に論議を深めるための心得として、発言に当たって要旨を簡潔に述べるよう努め、いたずらに時間を費やすことは慎まなければならないと定めております。

いずれも会議の活性化を図るためのもので、念のため、ここで申し上げておきます。

それでは、通告順に従いまして、8番、藤森正晴議員を指名いたします。

○議員（8番 藤森 正晴君） おはようございます。8番、藤森です。アクリル板がありますので、マスクを外して質問させていただきます。

最初の質問であります。粟賀小学校の跡地活用についてであります。

粟賀小学校跡地は、周辺の拡張も可能であり、これは、ちょうどグリーンバスのある近くまでの拡張も可能であり、播但連絡道にも近く、企業誘致には好立地である。若者の雇用、人口減少対策にと要望してきたが、回答は、人が集まる場の整備の方向とのことである。企業誘致はないと判断していいのか。

○議長（廣納 良幸君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、藤森議員御質問の粟賀小学校跡地活用における企業誘致についてお答えさせていただきます。

粟賀小学校跡地活用については、平成28年度、地元住民の皆様による検討委員会を立ち上げ、いろいろと御意見をお聞きしながら進めてきています。この跡地にあったらいいもの、あっては困るものを出し合ってもらってワークショップを開催し、意見を取りまとめたところ、あったら困るものの中に、音や臭いが出たり、景観に合わない殺風景な建物となる可能性の高い工場、倉庫などというものがあったところ。企業誘致が駄目ということではなく、こうした工場、倉庫といったものは避けてほしいということです。

この跡地活用については、地域のにぎわいにつながる活用の仕方を御提案いただくということを基本に募集しようとしておりまして、ただし、この中に、最低限の公共施設として公園と図書館を整備していただくことを前提条件にしようということで、今回は、この公共施設部分については町が負担することも視野に入れて検討しています。地域のにぎわいにつながる使い方というのは、応募いただく事業者様による収益事業のことを示しており、このにぎわいにつながる収益事業を自由に御提案いただいて、事業者様により進めていただくことでここにも雇用が発生し、仕事ができるということですので、これも一つの企業誘致であると言えます。

以上、藤森議員の質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（廣納 良幸君） 藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） この跡地活用については、前回、ある事業者に委託をし、検討してきたわけなんですけど、それが結局成立しなかったという形で、今回、その負担も町が負担をして今から検討しようということを入れてやろうということをしてるんですけど、前回のことから今回こうなっただけのいきさつ的な形の思いはどういう思いなんですか。

○議長（廣納 良幸君） 真弓参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼アグリイノベーション特命参事（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。御質問にお答えいたします。

平成28年にコンサルに委託しまして、基本方針の策定、そして29年度には事業者さんにより進出の可能性調査ということで、2か年かけてやってきたということでございます。この中で、事業者がその収益事業の収益でもって公共施設を運営していく

ということは当初想定しておりましたんですけれども、それを実施してやろうという事業者がなかったということでございます。

幾つか公共施設について町が整備したものを運営するということであればできるけれども、自分のとこが自ら造って自らがこの収益でもってやるということはなかなか実現できないという中で、町のほうも、財政厳しい中、それをなかなかそれから先に進めることができなかつたわけでございますけれども、当初整備の予定をしておりました公共施設をできるだけ絞った形でやれば何とか町の負担でもってできるのではないかとということで、規模を縮小して進めていこうということで、今年度から再度この検討を始めているということでございます。

この規模の縮小あるいは先ほどありましたような図書館、そして公園といったあたりを最低限の公共施設として進めていきたいということにつきましては、去る8月に地元の検討会のほうも再開をさせていただきまして、その中でも御説明をさせていただきまして、一定の理解をいただいたというところでございます。以上です。

○議長（廣納 良幸君） 藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 前回の検討については、いろいろと出費が出ております。それを含めながら、その出費は結果的に無駄であったという判断をするわけなんです、それについての思いはどういう思いを持たれますか。

○議長（廣納 良幸君） 真弓参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼アグリノベーション特命参事（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。前回の基本調査あるいは可能性調査というものにつきましては、その敷地の排水の計画でありますとか、あるいはこの開発する場合のアクセス道路等の状況でありますとか施設規模の検討でありますとか、あらゆる面からの調査をさせていただいております。そして特にPFIで進めたときに、どれだけの行政効果が上がるかというふうなシミュレーションをしていただいております。こういうものは引き続き引用していけるということでございます。

また、今からこの事業者さんを募集していくということになるわけですが、こういう資料につきましては、随時提供していきながら、立地に係る計画づくりに役立てていけるものであるということでございます。ですから、全く無駄になったということではないということでございます。以上です。

○議長（廣納 良幸君） 藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） そういう経緯があり、今回のことなんです、一応答弁の中によりますと、企業誘致というものについては、いわゆる公害的なものの企業は困りますというような、そういうような判断の中で次の跡地ということが出てきたんですけれど、先ほど言ったように、拡張をすれば広大な面積の中での企業、今の現状では、あまり公害とか、そういうような企業は少ないと思うんですけれど、そこら辺りの検討をし、あそこに優秀というか、若者が大勢働ける、雇用できる企業というものを考える

中においては、人口減少、また、若者も定住してくると思うんですけれど、そこら辺りの行政としての企業営業というか、そういうことをしっかりとやれば、ここにすばらしい企業が生まれて、雇用が生まれて人口増加につながると思うんですけれど、そこら辺りをしっかりとやろうという思いというものを行政が持ってもらうことには、いつまでたっても若者は出ていってしまいます。人口減少ですよということの繰り返しとなるんですけれど、行政として、その方向の先を見た神河町を見るには、私は、ぜひともあそこに優秀な大きな企業というものの営業をするべきと考えておるんですけど、いかがでしょう。

○議長（廣納 良幸君） 真弓ひと・まち・みらい課特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼アグリノベーション特命参事（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。藤森議員の御質問にお答えしたいと思います。

議員御指摘のとおり、この地域に、先ほどの町長の答弁にもありましたように、にぎわいにつながる部分といいますのは、事業者様によります収益事業のことを指しております。この事業を進めるために、最低限、並行して整備します公共施設というものを絞り切って、それと、総括的にそういう事業計画を立てていただくというふうなことの中で、この公共施設についての考え方についての整備、費用効果をどういうふうと考えていくとか、町としてどれぐらいの財政支出ができるかというふうなところを今検討しているところでございまして、そういうものができた段階で、地元のほうにもまた検討委員会の中で御提案、また、あるいは協議させていただくというふうなことを予定しております。

もちろん並行しまして、内々では幾つかの企業さんともお話は進めさせていただけると。進めるというか、打診で、相談ですね、こういうふうになった場合にそんな可能性があるのかなのかというふうなことも並行しながら進めてる部分もでございます。町としては、もちろん積極的にこの場所を町の活性化につながる利活用ということを念頭に置いて進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（廣納 良幸君） 藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 企業誘致については、県の宅建協会と連携を取り、情報提供をというような今までの答弁でありましたけれど、ただ待っておるんじゃ駄目ですよと、専門職員を配置してでも企業営業に努めるようにしてくださいというのを以前にも言ったことがあるんですけれど、企業についての専従職員というか、それに対しての営業しようという職員を置こうという気はいまだにありませんか、どうですか。展開はないということでしたんですけど。

○議長（廣納 良幸君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田でございます。前回にも同様の御質問をいただいて、御意見、御提案のような感じでいただいています。当町で専任というふうな形が取れるかというと、専任は取れません。状況としては、ひと・まち・みらいが中心になって企業誘

致を進めるということで、先ほど真弓のほうからも話がありましたが、単に待ってるだけではないんです。折に触れて企業と話をしながら条件を聞いたりというふうなこともやっていると、なかなか見える形にはしにくい部分がありますが、ひと・まちが一生懸命担当としてやっていると、いう状況であります。以上です。

○議長（廣納 良幸君） 藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） こないだの人権の研修で、神河町における外国人在住人数が64名程度ですよという中で、市川町は倍近く、福崎は4倍余りの外国人が来とられますということでしたが、それを判断することによれば、いかにこの神河町に働く場、企業が少いかと私は思ったんですけど、若者が定住し、また、Uターンして勤められる雇用の場をと、いうことをずっと言ってきて、どうも行政は消極的に思うんですけど、しっかりとやっぱり企業営業活動をしていただいて神河町に雇用を持っていただきますようお願いしまして、次の質問に入ります。

2つ目の質問であります。跡地の提案として、住民要望の多い公園、図書館であるが、以前の案には体育館機能が含まれていました。神崎体育センターの代替施設として、神崎小学校体育館、グリーンエコー笠形B&G体育館のことですが、神崎体育センターは利用者も多く、予約が取れないときもある。体育施設も入れた地域のにぎわいを創出すべきと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（廣納 良幸君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、藤森議員の2つ目の質問の答弁に入らせていただく前に、先ほどの1つ目の企業誘致の件についてでございます。

町の方針といたしましては、特に専任職員を配置するというのではなく、ひと・まち・みらい課を中心に企業誘致についてはこれまでも取り組んできているところでございます。こういう公の場において、具体的な企業とのやり取りと申しますか、そういうことはなかなか言えない内容のものもございまして、しかしながら、具体的には、それぞれ企業のほうからの打診はあるわけでございます。そんなような中で、この適地と見られるようなところの現地調査等も年間通じて行っているというのは現状としてございます。なかなかそれが具体的に言えないという部分もございまして、その辺りは御理解をいただければというふうに思っております。

そして外国人労働者が多いから企業が多いというのは、また一概に言えない部分もあるかというふうにも思っております。しかしながら、企業誘致については、今後も引き続き取り組んでまいります。

それでは、2つ目の答弁に入らせていただきます。粟賀小学校跡地活用における体育施設についてでございます。

平成29年度官民連携事業としては、公共施設管理計画により廃止することとしている公共施設を補完するという考えの下、図書館、資料館、公民館、これに地元住民の皆様から要望のあった体育館という4つの公共施設を整備していただくことを前提条件に

して募集をしたわけです。公共施設部分については、事業者様の収益事業の収益分で賄ってもらおうこととして募集しましたが、公共施設そのものは町が造り、後の運営を行うのであればしてもよいという意見はあったものの、自らが造って運営するという提案はございませんでした。しかし、これだけのものを整備するには多額の予算が必要であり、町が整備することは大変厳しい状況であったため、この事業が停滞したということでございます。この点については、先ほど真弓特命参事からの答弁にもあったところでございます。

そこで、公共施設管理計画で廃止する施設の補完という考え方を再度調整し、そして見直したものを8月11日の地元検討委員会、また、11月6日の産業建設常任委員会で報告させていただきました。

その内容としては、神崎体育センターの補完として、神崎小学校体育館、グリーンエコ笠形B&G体育センター、また、越知谷アクティブセンターや長谷の町民体育館を御利用いただくことで補完していくこととしています。武道場については、存続させることとしています。陶芸用の窯を設置しておりました工作室の補完としましては、白林陶芸館に窯を移設し、使用できるようにします。福本遺跡の発掘物の展示をしておりました文化財展示室、資料館の機能につきましても、白林陶芸館に移設いたします。和室やサークル教室、大ホールなどの補完としましては、きらきら館や、あじさい苑を休日、夜間にも使えるようにして補完することとしております。これらの施設を利用するために必要となる環境整備を廃止するまでに整えていくこととしています。

その結果、跡地に新たに整備する公共施設として最低限に絞ったものが図書館と公園ということであります。これは先ほどの答弁のとおり、町の負担も検討してまいります。

また、議員御指摘の予約が取れないときもあるという御質問に関しては、担当の高橋社会教育担当参事から施設の利用状況について御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 高橋教育課特命参事。

○教育課参事兼社会教育特命参事（高橋 宏安君） 教育課、高橋でございます。それでは、私のほうから神崎体育センターの現在の利用状況につきましてお答えさせていただきます。

神崎体育センターの利用につきましては、主に町内各種目団体の利用であります。毎年2月の日程調整会議で定期練習、町民大会等の1年間の日程調整を行い、年間を通じてスムーズに御利用いただいているところでございます。毎日の利用につきましても、予約が取れない状況ではなく、神崎体育センターの代替施設となる神崎小学校体育館、B&G体育館、アクティブセンターのほかにも町内の体育館の利用が可能となりまして、どの施設も全ての時間帯が詰まっている状況にはなく、利用者間の調整によりまして円滑な利用は可能と考えております。

ただ、神崎小学校の体育館の利用に際して、鍵の貸出しが学校での貸出しと役場本庁

での貸出しとなっております、不便なところが若干ありますが、利用者にとって便利な形で鍵の貸出しができるように改善したいと思っています。

以上、藤森議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（廣納 良幸君） 藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） この跡地活用については、20名の跡地活用検討委員会が設置され、既に検討されておるんですが、答弁によりますと、8月11日に検討委員会が行われた。このときに検討委員会から出された意見的なものがありましたらお願いします。

○議長（廣納 良幸君） 真弓ひと・まち・みらい課特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼アグリノベーション特命参事（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。御質問の内容でございます8月11日の地元検討会議の際に出ました意見としまして、公園、図書館等を事業者公募の最低限の機能としていくということにつきましてのいろいろと御質問なりいただいたわけですが、いろいろと御説明をさせていただきますして、ほぼ合意をいただいたということでございます。

また、これに伴いまして、神崎公民館、体育センター廃止に伴います補完機能につきましても、御説明をさせていただきますということでございます。この際には、いろいろと今の利用状況をそのままその代替施設で全て賄えるのかというふうな御質問でありますとか、そういう意見が一番多かったということなんですが、その辺りは、補完機能ということでシミュレーションをしました結果を御説明をしまして、一定の合意を得たということでございます。

次の段階としましては、この利活用案を一般公募していくための募集要項をつくって、再度検討会に諮っていくということにしております。ちょっと時間が経過しております、この募集要項を作成するというので、この辺りがなかなか町の財政支出をどう考えていくとか、あるいはこの募集したときのどういうふうなことになるかというふうなシミュレーションですとか、そういうところで少し時間がかかっておるわけですが、早々にこれも次の段階に進めていきたいということで考えております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 検討委員会の機能、これは検討されておるんですけど、今の答弁を聞く中には、どうしても行政側の関係課、総務課、教育課、ひと・まち・みらい課で協議をした結果を相談報告といいますか、こういう形で行政は思っ取るんですけど、検討委員会さん、どうですかと相談をして、報告のような検討委員会に思うんですけど、検討委員会の方から、やはり地域の方とか近隣、また、各団体の組織をつくられるんですけど、そこら辺りの人のもっと大きな意見とか要望的なものがあったかと思うんですけど、どうも行政側の報告を検討委員会にされてるように思われてしょうがないんだけど、そこら辺りの検討委員会の状況はどうですかね。

○議長（廣納 良幸君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。地元の検討委員会ということでございますけれども、これまでの答弁の中にもありましたけれども、まず最初にPFIでの可能性調査ということでございました。その中で、地元が希望されていたものが収益事業として見込めないということの中で、最終的に地元要望が多かった公園整備、そして図書館機能というところにこの集約がされました。その部分については、少なくとも公共性が高い部分として町が整備をしようということで今財源の協議を進めているというところでございます、ここの部分を基本として、そしてそれにいわゆる収益事業がどういった形で絡ませていくことができるのかといったところの募集要項、それを現在作成をしているというところで、これが出来上がりますと、地元に入って8月11日の経過を受けた説明会が行われるというところでございます。以上です。

○議長（廣納 良幸君） 藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 行政がやる事業等についても、いろんな検討委員会があります。どうも私はそういうふうを感じる面が多うございます。行政から思う報告で承認、議会においても、あまり協議がなされないままで、こういう形でと報告をして採決をしてくださいというようなことも過去に私はあったように感じております。やはりそこから辺りは、しっかり検討委員会なら委員会の委員というものを尊重しながらしっかりと検討して前に進めていっていただきたいと思うんですけど、以前に体育協会のほうから、この体育施設について神崎体育館の耐震をしてでも存続とか、また、他に新しく新設してという願い書が出てると思うんですけど、こういったことも検討委員会の中で出されておるのか、また、行政としてどういうふうを受け止めておられますか。

○議長（廣納 良幸君） 真弓ひと・まち・みらい課特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼アグリイノベーション特命参事（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。御指摘の体育協会のほうからの要望も、いただいているということも十分承知をしております。直接この要望をいただいた方とのやり取りということにはいっていないわけですが、以前から地域の皆さんと話していく中で、一方的に行政から言うだけじゃないかというふうな御指摘もあったんですが、この大枠の中で、いろいろと少しこういう意見をいただくですとか、そういうふうな協議を進めさせていくというそういう流れの中での動きであると、動きの中で一定の理解をいただきたいというふうに考えております。

また、28年のときに、繰り返しになりますが、地域の方の御意見をいただきました体育センターというふうな意見があったんですが、これを募集しましたところ、業者からの手が挙がらなかったということでございます。これを受けまして、今回は必要最小限のものにしていこうということでございまして、そういうふうなこれまでの経緯の中で進めてきております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 藤森議員の質問で先ほどの真弓参事の答弁の補足ということになりますが、神崎体育センターの存続についての要望については、行政側に要望書として上がっていることは事実でありますし、そのことについて、このたびの粟賀小学校跡地活用におけるPFI事業において、そのPFI事業として地域から特に要望もありました体育館の建設についても、PFI事業としてできるかどうかということ盛り込んで募集をしましたが、やはり収益事業の中で体育館も活用していくという、そういった事業者からの提案はなかったわけであります。

そしてそれまでの議論として、神河町として今後の施設の在り方については、公共施設の管理計画の中で方向性は出しているわけございまして、何といたしまして、今後、幾ら頑張っても人口減少は避けて通れない、確実に減っていくそういうふうな状況の中で、新たに体育館を建設するということはできないという、これはやはり2つあるものは1つにしていこう。しかしながら、当面の間、いきなりなくなれば非常に利用するのに、利用する日が重なってなかなか使えないということがありますから、そこを補完するためにどうしたらいいんかという協議をする中で、先ほどの答弁にもありましたように、B&Gの体育センターであったり、神崎小学校の体育館であったり、アクティブセンター、また、町民体育館等々、町内である施設をぜひ活用して、その補完をしていこうじゃないか。その補完する上において、例えば神崎小学校の体育館については、鍵の管理というところで少ししづらい部分があるから、その辺りは改善していこうという、そういったことで、行政サイドの跡地活用のPFI事業のこの協議の中では一定の方向性を出し、それを検討委員会において報告をしながら協議をさせていただいたということであります。

いろんな意見がありまして、体育館は絶対欲しいという意見も当然出てくるわけなんですけど、しかしながら、そこは神河町としての基本方針としては、やはり建て替えるという考えは、まずそれはもうないというそういったことで進めてきておりますので、そのことを説明をし、地元のほうでも一定御理解をいただいたということであります。したがって、活用できる施設をより使い勝手のよいように改善をしていく中で、利用される方々の満足度を高めていきたいと、これが町としての考えでございます。

○議長（廣納 良幸君） 藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 神崎体育センターは利用者も非常に多い、年間2万人余りの利用者でございます。他の施設、町民体育館と比較しても3倍、4倍の利用者なんですけど、そういうことにおいては、非常になくてはならない私は施設と思います。それと、今後、先においても神崎エリアにおいての体育の拠点としては、やはり体育施設は残すべきであり、新設するのは無理ということでしたんですけど、この神崎体育センターを耐震補強してでもやろうという思いというものはいかがでしょう。

○議長（廣納 良幸君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 神崎体育センターの耐震補強という点については、その考えは

ないわけでございます。この耐震上問題があるので補強してまでという考えではなくて、やはり現在ある施設を有効に活用していくことで、将来の人口動態も見据えた中で十分補完できるものと考えているところでございます。ただし、柔道場については耐震構造上問題がないので、そちらについては存続するという考えでございます。

○議長（廣納 良幸君） 藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 体育施設の耐震なり、新設をする気持ちはないということなんですが、先ほど体育館の話の中で、体育館を建てて収益業者をお願いをしたけれど、あかなんだということなんですが、施設によると思うんです。体育館にしても、現在あるようなバレーボールコート2面、バスケットが2面も取れない1面取れるそういう体育館じゃなしに、もう少し大きい体育館、バレーボールコートが3面、4面取れる体育館、姫路市にある、また、新宮にもあるそういう体育施設をとすれば収益業者は手を挙げてくると思います。当然現在は体育施設が少なく、そういう大きな大会をすることによってたくさんのアスリートなり、また、子供たちも大会に集まってきておりますとなれば、その拠点においてにぎわいが生まれる。当然そこに人が集まることになれば、またテナント業者も出てくると思うんですけれど、そういう形の構想の中で施設を建てるとなれば、やはり収益が生まれてくるということで業者は手を挙げると思うんですけど、そういう方向の思いのものはどうですかね。

○議長（廣納 良幸君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 私も、財政的に余裕があって、そして町の中心部に本当に有効活用できる広大な土地があれば、そして現在存在する町の施設、特に体育施設、そして公民館等も相当老朽化しているという状況になれば、これは町を挙げてしっかりと耐震構造上も含めて新しく建設をするという考えも当然出てこようかと思えます。逆に、ぜひやりたいというそういう気持ちになったと思えます。しかしながら、御覧のとおり、町の中には複数の施設があるわけございまして、特に体育館についても、神崎体育センター以外の施設については十分耐震上、耐震構造も問題がなく、町民体育館についても全く問題のない施設となっているわけでございます。

そしてこれからの神河町の人口動態を見る中で、2040年、総合戦略と人口ビジョンのその中でいえば、神河町の人口が、あと25年もすれば7,000人、8,000人というような状況になる。2060年には6,000人規模になるというそういうふうな中で、そこでの体育人口、スポーツ人口の動態も含めて考えると、現在ある十分使える体育施設を活用するというスタイルを取るのが、神河町の財政負担も含めてベターであろうというふうに思っております。

一番いいのは、全てを中心部に体育館や公民館や図書館や、そういうふうな総合的なスポーツ施設にすることでそこに収益施設も入ってこようかと思えますが、現在の神河町の状況においては、それは断念しなければいけないし、少し規模は小さくはなりましたが、PFI事業において体育館、図書館機能、公民館機能もというふうにしましたが、

提案はありましたが、イニシャルコストは町でお願いしたいというのが事業者からの提案であったということでございます。

○議長（廣納 良幸君） 藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 人口減少はやむを得んと言いながら、だんだんと寂しいといえますか、残念な神河町が想像されるような気がしてなりません。

そこで、代替等、体育館を建てる気がない、耐震する気がないとなれば代替となるわけなんですけど、先ほどの答弁の中で、年間、日程調整なりされスムーズにはいっておりますけれど、急な大会が入ったとかそういったときの使用としては、神崎小学校、これは学校事業、特に運動会とか、また、卒業式等、椅子を並べる事業がある場合は何日間は使用できない、こういったことが入っております。B Gの体育館においても、観光利用者があれば使用できないというような現状なんですけど、そういうとこの中で、先ほど貸出しの利用の改善ということが出ておったんですけれど、どういう改善を望まれておりますか。現在の貸出しは、鍵を借りて、そして返しに行ったり、また、申請においても教育委員会ですか、しておるんですけれど、やはり休日とか夜間使うとなれば、ちょっとそこら辺りは問題も出てこようと思うんですけれど、そこら辺りの改善、また、改善の一つに、施設を利用するときに管理人等を置くような考え等がありますか。

○議長（廣納 良幸君） 高橋教育課特命参事。

○教育課参事兼社会教育特命参事（高橋 宏安君） 教育課、高橋でございます。先ほどの御質問でございますけども、お答えさせていただきます。

確かに学校の行事が土日になりましたら使用できないということで、利用者につきましては、申請を施設の管理者ということで、学校と校長先生の許可を得て利用している状況であります。そういった場合につきましては、代替としてB & Gの体育館であったり、町民体育館であったりの利用をしていただくような形になるんですけども、学校の施設ということで、鍵の貸出しにつきましては、学校から借りて利用したり、役場の宿直のところに鍵がありますので、そこで借りて使っていただくような状況になっておりますので、これを何とか利用している施設の近くで鍵の貸出しができないかというところを検討しております。管理人を置く置かないにつきましても検討してる状況でございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 現状の貸出しと、また、体育館の開け閉めについては、そこが代替で使うということになれば、問題は出てくるし、いろんな要望も出てくると思うんですけど、そこら辺り、またしっかり改善をしていただいて、皆が喜んで使えるいい方向に持って行っていただくようお願いいたします。

次に、3番目の質問でございます。提案の公園、図書館はどのような施設イメージになりますか。

○議長（廣納 良幸君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、藤森議員御質問の施設のイメージについてお答えさせていただきます。

現在想定しているものは、公園については、単に子供の遊び場としての公園というだけではなく、中村・粟賀町歴史的景観形成地区に隣接している場所でもありますので、当地域を来訪される方々の観光バスなどにも対応できるような駐車場やトイレをはじめ、子供連れから高齢者の方々まで、多くの皆様の憩いの場所になる芝生広場なども含めた総合公園という考え方を持っています。そしてその中に図書館や民間事業者様が運営される集客施設がある、そういったイメージでございます。しかし、これはあくまでも町側の想定にすぎないわけでありまして、にぎわいにつながるスペースについては、民間事業者様が収益を上げるために運営していただく施設として御提案いただく予定としております。

以上、質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（廣納 良幸君） 藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 将来、あの地に公園、図書館を想像するイメージなんです。私が思うには、一般的にある公園、また、図書館というものをよしにしても、やはり神河町独自の、また、他にないこういう公園であり図書館という魅力あるものをつくっていくことによって収益業者も生まれていく、また、その場ににぎわいが生まれると思うんですけど、ただ単に広場に子供なり、みんなが遊んでいますよということでは寂しい。他町からも、あの公園に行ってみようという形のにぎわえる公園というものを、スケールが大きいんじゃないしに、大きいなら大きいでもた魅力があり、小さいながらも自慢できるものにしていただきたいと思いますようにお願いをしたいんですが。

○議長（廣納 良幸君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） おっしゃるとおりであります。神河町といたしましても、これから提案をしていただくための今内容について、公園については、町が設計して施工するということじゃなしに、あの跡地をこういうふうに活用していきたいということそのことをPFI事業としてやっていただきたいという、そういう募集をするわけであります。そして事業者様において、公園も図書館も含めて、このようにしたら我々は収益施設としてやっていきたいというそういう提案をいただく中で、公園、図書館については行政として負担も考えていかなければいけないということでもありますので、今、藤森議員が言われました、みんなが集える、そういった公園や図書館というふうなイメージも十分考えられるというふうに思っております。

○議長（廣納 良幸君） 藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） この粟賀小学校の跡地活用をどのように生かすのか、これはこの神河町においても大きな将来に影響する事業であり、土地と思います。そして人口減少は避けられません。10年、20年人口は減ってきます。40年先には5,000人切るといような想定ではございますが、今やらなければどんどんどんどん減って

いきますよということでは駄目でございます。やはり今それをしっかりやっていくのは企業誘致であり、ここに新しい施設、自慢できる、ほかにない神河町をつくり上げることだと思うんですけど、そして本当に「住むならやっぱり神河町」と町長さんは言っておられます。住んでよかったという神河町づくりにおいても、ここをしっかりとしたものにつくり上げていって将来の神河町をつくっていただきたいと思うんですが、答弁がありましたらお願いします。

○議長（廣納 良幸君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 私も藤森議員と同じ考えでございます。人口減少は避けられません。しかしながら、その人口減少のラインをいかに緩やかにしていくかということが重要でございます。地域創生総合戦略においては年間の目標出生数を80人という設定もしているわけなんですけど、実態は本当に厳しいものがございます。この80人を確保していても2060年にこの6,000人規模という状況になるわけでありますから、そういった状況も踏まえて、財政状況も踏まえて未来に持続可能な神河町のまちづくりをしっかりと議員の皆様方と一緒に考えて神河町をつくっていきたい、このように思っておりますので、引き続きの御支援をどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 粟賀小学校跡地については、過去、公立神崎総合病院の北館改築のときに、改築をしようか、それとも新しくあそこに新築移転をする病院をというようなことの検討が過去にもなされてきました。非常に大きな用地である。もしそこに今病院が新築されてあれば、現在どういうことを想像されますか。神河町はどうなってくるでしょう、そういうことの中に、やはり将来を見据えたこの土地活用をしていただきますようお願いをし、質問を終わります。

○議長（廣納 良幸君） 以上で藤森正晴議員の一般質問は終わりました。

○議長（廣納 良幸君） ここで暫時休憩といたします。再開を10時50分といたします。

午前10時24分休憩

午前10時50分再開

○議長（廣納 良幸君） 再開します。

次に、11番、澤田俊一議員を指名いたします。

○議員（11番 澤田 俊一君） 11番、澤田です。コロナ対策の亚克力板がございまして、マスクを外させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、私の一般質問を始めさせていただきます。コロナ禍における地域活動の再開に向けて町として必要な取組についてということで、お尋ねをしていきたいと思っております。

新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、多くの社会経済活動が停止しております。緊急事態宣言時のステイホームから、感染予防と地域経済活動を両立させるウィズコロナへと移り変わったわけですが、今また第三波ということで、地域住民の不安な暮らしはなお続いておるところでございます。この間、改めて人と人が出会って対話を行ってつながり合うことの大切さを実感したところでございます。地域の多くの行事が自粛や縮小を余儀なくされ、人々の集いの場もなかなか再開することができません。私は地域力の低下を大変心配しております。一方で、新しい生活様式に基づく地域活動マニュアルなどを示して、積極的に啓発している自治体もあります。このような状況の中で順次行いますけれども、以下の3点についてお尋ねをしたいと思います。

まずは、町や教育委員会、また、関係団体の催しの中止が相次いでおりますけれども例えば中止を判断する基準は何なのか、そして先ほども言いましたように、町として主体的に地域活動を促すガイドラインやマニュアル、チェックシートなどを示すべきではないか、そして地域力の低下を回復する次年度以降の予算、事業の取組についてということで、この3点を順次聞きたいと思っております。

まず、町や教育委員会の事業や催しの中止が相次いでおります。町のホームページで確認したところ、また、案内等も我々にはなかなかない状況の中で確認したところ、中止と判断されたものが、自主防災の神河の防災訓練、また、神河の商工祭、人権・青少年健全育成合同大会、トライやる・ウィーク、クリスマスコンサート、神河マラソン大会、また、関係団体のいろんなイベント等も中止になっております。その一方で、大河内高原ハイキング、扁妙の滝ウオーキング等も現在募集をされているようでして、文化協会、また、高齢者大学等の行事についてはいろんな対策を行ってやっておられるというふうにご認識しております。

また、来月予定されております神河町の成人式も、今のところは予定をされているというふうに思っておりますけれども、一方、市川町の成人式は1月10日に予定されておりましたが、12月3日の判断で5月の2日に延期をされたというふうなホームページ上の情報もございます。そういう中で、中止、実施を判断する町としての基準、どういうふうにご持っておられるのか、それをまずお尋ねしたいと思います。

○議長（廣納 良幸君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、澤田議員御質問の中止、実施を判断する基準についてお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、新型コロナウイルス感染拡大により、私たちの生活様式も大きく変化しつつあると思っております。これからも従来どおりの対応ではいけない、新たな対応が必要となることは間違いないと考えています。リモートワークやソーシャルディスタンス、うがい、手洗い、マスクなどがウィズコロナの状況下では当たり前になってきていますが、実は栗原議員の質問のところでも関連してくるわけですが、SDGsに当てはめてみますと、リモートワークで人が外に出歩かなければ交通事故が減り、

家で働くようになれば女性活躍がさらに促進されるようにもなります。総会やお葬式などにしても、多くの人が集まる機会が減ってきました。そんな視点で考えていけば、これまでのライフスタイルが大きく見直され、経済、社会、環境等、あらゆる分野で大きな変化が起きてくるのではないのでしょうか。

さて、事業、催し等の中止または実施の判断基準については、兵庫県が示す最新のガイドラインに基づいて、感染拡大の状況とガイドラインの大きな変化等を基本に据えながら、必要に応じて新型コロナウイルス対策本部会議を開催するなど、その方向性を確認しています。その逆の視点でもある、どう対策すれば事業実施ができるのかも併せて検討した結果として、最終的には、それぞれの主催団体、事業課での判断とさせていただきますが、基本となる考え方は示しています。

なお、区行事等に関する判断については、区総会やクリーン作戦等でも各区判断の下でその実施の有無、また、実施方法等についても判断がされておりますので、町としては、あくまでも基本的な考え方をお示しするという対応で対応してきております。なお、区長会等において、特に秋祭りの実施について各区の状況についてお尋ねが多くありましたので、その部分については、事務局で各区長様に聞き取りをさせていただき、各区対応の一覧表にまとめさせていただきました。

以上、澤田議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（廣納 良幸君） 澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） 町長の答弁があったんですけども、県の情報、また、いろんなガイドラインをとということなんですけども、町としてしっかりとこういう判断でやっていると、そういうことを町のホームページとか、そういったところに示されてるでしょうか。住民の側からすると、この行事がやれて、この行事が何でやられないんやというふうなお尋ねもあるわけなんです。それを私自身はちょっと十分に住民の方に説明できない、そういう状況もございます。こういう状況で今回は中止にしましたと、こういう状況ですから、先ほども答弁にありましたように、やれることを考えてやりましたと、そういうことを示していくということが大事なことではないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（廣納 良幸君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） いろいろな考え方があろうかと思いますが、神河町としては、兵庫県がガイドラインを示しておりますので、神河町としては、兵庫県のガイドラインに基づいて判断をしているというふうに、私もいろいろな会合の場でも申し上げておりでございますし、これからもそこを基本にしながら進めていきたい。しかしながら、そのガイドラインを基本としながら、それぞれ健康福祉課において文書で配付をさせてもいただいているところでございます。

○議長（廣納 良幸君） 澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） あくまで県の考え方でということなんですけども、私、

次の質問にも関連していくんですが、住民の方々から見ると、自分たちの活動をやっていく上で、やっぱり町の行事というのはやるかやらないかというのは物すごい参考になるわけですね。その辺がはっきり見えてこないというふうないろんな御意見を聞きましたので、このような質問をさせてもらってます。

11月の18日の総務文教常任委員会で教育長のほうから、小・中学校の修学旅行については万全の体制で無事行うことができた、できることからやっていく、見える部分を増やしていきたいんだというようなお話とか、峰山高原ハイキングの参加者から、出歩くことが少なくなったけども、好評を得たということで、先ほども言いました扁妙の滝ウォーキングを当初予定してなかったけども、やっていくんやと、そういうことなんですけども、この辺の教育委員会としての判断の基準はどのような形で、例えば修学旅行をやる上で万全の体制というふうに教育長のほうから御発言があったんですが、どのような対策をされて安全面を確保されたのか、そのところを少し紹介をしていただければと思います。

○議長（廣納 良幸君） 入江教育長。

○教育長（入江多喜夫君） 教育長、入江でございます。それでは、修学旅行についての具体的と申しますか、コロナ対応につきまして、まず小学校のほうにつきましては、行き先は例年と同じように京都、奈良ということにさせてはいただきましたが、一つは、バスで移動しますので、バスを1台増やして密を避けるということをさせていただきました。それから行き先につきましても、例えば子供たちが自由散策などを例年するような場面もあったんですが、それは全てやめて団体で移動すると。見学するだけというようなことにさせていただきました。

それから、もちろんお土産を買うというのも一つ子供たちの活動であったり、思い出に残る場面ではあるんですが、それにつきましても、今まででしたら露天のずっと街道いますか、産寧坂とか、あの辺にあるお店、好きなように入って、このエリアで買いなさいよというようなことでやっていたんですが、そのようなお店はもちろん対策は十分にされてるだろうと思いますが、やっぱり不特定多数のお客様が利用されるということもございますので、そこの利用は避けると。もう決まった、例えば旅館、ホテルの中で管理された中でのお店で買うというようなこともさせていただきました。

食事については、もちろんお店のほうも十分対応していただいて、安全に食べるということを心がけました。それから旅館といいますか、ホテルにつきましても、京都の市内ではなくて、前に申しあげました亀岡のほう、ちょっと郊外になりますけども、そこで宿泊するということにも旅行社の協力も得てすることができました。というようなことで、一生に一遍でありますので、何とか実施したいという教育的な価値も考えてしたわけでございます。

それから、中学校におきましては、御存じのように、例年は2泊3日で東京方面というところでございましたが、2泊するということについては、なかなか遠く離れた場所で

2泊する、あるいは東京で2泊するということは非常に安全・安心な部分でちょっと心配もございましたので、まずは日数を1泊2日に変更させていただいた上で、方面も東京方面は避けまして、できたらバスで移動する中で、もし何かあればすぐに帰ってこられるという範囲にしようということで、近畿圏もしくは関西エリアということにさせていただいて、本町では、前にも御説明申し上げましたが、大阪、USJということになったんですが、きちっと管理されたそういう施設の中で子供たちを過ごさせるということで行かせていただいて、あとは和歌山のほうへ行かせていただいて、歴史的な部分と郊外で活動するような部分を含めて1泊2日で実施させていただきました。旅行会社も、それからバス会社もその辺の対応につきましてはしっかりやっていたいただきましたし、子供たちも、日数とか方面は変わったんですが、生徒たち自身もしっかり対策を意識しながら行動をしてくれましたので、安全に行けたかなというふうに思っております。

本当に今、議員御指摘のように、じゃあ、修学旅行の基準は何やと言われたら非常に難しいところではありますが、教育委員会としまして、学校としましては精いっぱい子供たちの安全を保つとともに、保護者の理解が得られる形で実施していております。その辺をお酌み取りいただければ、うれしいなと思います。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） ありがとうございます。やっぱり一つの行事、事業をやるうとすると、現在、相当なやっぱり苦勞といいますか、いろんな緻密な計画を立てられて、また、事業の見直しもされてやっておられるんやと思うんです。そういう中で、部署とか担当者によってお考えが違ったりとか、そういうことで、先ほど町長の答弁にもあったんですが、やれる方法を考えてやっていく。今の時代、元どおりのことをやるうとするのはなかなか難しいと思うんですけども、ですけども、大事なことについては、やれる方法を考えてやっていこうとされてる。そういうことについては、今後も努力を重ねていただきたいなと思うんです。

先ほども言いましたが、2番目の質問にも移っていきたいんですけれども、やはり地域の方は今どんなことを思っておられるかということ、例えば、これは私の地元の福本の老人クラブの例です。親睦旅行は中止になりました。これはやっぱりちょっと三密やし、会食があるし、危ないな。グラウンドゴルフ大会についても、やっぱり三密を避けることができへんなというふうに中止になっとります。会員さんからは、今年は何も行事がないなと、人集まりたいなという中で、主催される役員さんというのは、もし感染したらどうしたらええんやろという、やっぱりそういう不安が常にあるわけですね。そういうことで、そのときに参考にされるのは、町のいろんな行事がどういう判断でやるやらないってなったんかというのは、やっぱり大きな参考の資料になってくると思うんですね。そういう意味で、先ほども申し上げましたように、町としての考え方、そういうものが必要ではないかなと思うんです。

そういう中で、2番目の質問に入るんですが、先ほど冒頭にも言いましたように、地

域活動が本当に今低迷しております。地域の皆さんは大変不安に思っておられます。そういう中で、町として主体的に地域住民の方に呼びかけるという意味で、感染予防をしつつも地域活動を促すガイドラインとかマニュアル、チェックシートなど、通告書には3つの市町の対策についてもお示ししてるわけなんですけども、町としてやはり示すべきではないかと私は考えるんですが、いかがでしょうか。

○議長（廣納 良幸君） 保西健康福祉課特命参事。

○健康福祉課参事兼保健師事業特命参事（保西 瞳君） 健康福祉課、保西でございます。それでは、議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

健康福祉課では、緊急事態宣言の解除後に各地区公民館を御利用されております……。

○議員（11番 澤田 俊一君） ちょっとすみません、町長の答弁ないんですか、この今の2番目の質問。

○議長（廣納 良幸君） 澤田議員、先やっていただいて町長というのはどうですか、今途中なんです。（「議長」と呼ぶ者あり）

どうぞ。

○議員（11番 澤田 俊一君） 私は、その1番目から2番目に移りますということで、町として主体的に感染予防しつつも地域活動を促すガイドラインやマニュアル、チェックシートなどを示すべきではないかというふうに質問しておりますので、お願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 分かりました。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 申し訳ございません。それでは、澤田議員の2番目の質問、地域へガイドラインやマニュアル、チェックシートなどを示すべきではないかとの御質問にお答えさせていただきます。

次に、この町としてのガイドライン、チェックシートについては、安全性の確保が前提で、兵庫県のガイドラインに沿った形で各主催者、担当課で参考にしているところでございます。各区から照会があった際にも、その基本的な考え方をお示ししながら、最終は主催者判断に委ねております。各区からも、町としての判断をという強い意見は伺っておりません。逆に、地域行事の判断を町として行うべきものでもございませんし、基本となる考え方を示すものとして、これまでも御説明させていただいたとおりであります。

町としては、様々な情報を時期を逸することなく提供していくことが責務であり、健康福祉課からの防災行政無線放送、ケーブルテレビ放送、ホームページ、SNSなど神河町が有する媒体を効果的に使いながら感染予防対策を訴えておまして、現在も継続しております。6月には基本的な感染対策に関するしおりを作成し、各区長様に説明、配付を行っております。また、地域での集いの場を再開するに当たり、各区のミニデイ、サロン、給食サービス等のボランティアの代表に参集していただき、区の事業の再開に

向け、新しい生活様式と感染症予防の説明、消毒方法と実技を実施し、再開していただけるよう促しております。

また、ホームページでは、新型コロナウイルス感染症関連、まとめをトップページに掲載をしております。手洗い、うがい、マスク着用、三密対策等、基本的な感染防止対策、そして「うつらない・うつさない」を合い言葉に、また、万一、体調を崩した場合やコロナに関する問合せ、連絡先、コロナによる行事の中止、延期等の情報についても、分かりやすいように一つのフォルダーにまとめてお知らせをしています。

以上、澤田議員の2つ目の質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（廣納 良幸君） 澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） 確かに今、町長おっしゃったとおり、町のホームページを見ると、従来からいろんな情報が掲載されております。そして特に市川町でクラスターが発生した以降、11月の26日、そしてまた、12月の7日にはホームページを更新されて、11月26日から見ると、12月7日に更新されたものの中身の最後のほうに添付されてる資料等については、大変我々見る者が見ると、見ようと思って努力をしていくと分かりやすく、中身もイラスト等も入って分かるなあなんですけども、これを一般の方々が本当にどう見られるのかな、そして地域の方々がボランティアでいろんな集いの場を催しておられる方々がどういうふうに見られるのかなということについて疑問を感じますので、今回質問して、通告には、3つの市町のマニュアルですとか地域活動を促すホームページのリンク等を載せさせていただきました。

岩手県の紫波町、これ小さな町ですけども、そこでは人々のつながりの希薄化が加速することが大変懸念されると。正しく理解して適切な感染対策を行いながら、地域活動への不安が最小限で取り組めるようにこのマニュアルを参考にしてくださいというふうに前文ではあるわけなんです。洲本市でも、うつらないうつさない新しい生活様式で地域活動をしましょうと呼びかけておられる。地域活動の重要性といいますか、そういう部分を考えると、やはり町としてそういうものを示すべきではないかなと思うんです。

その中で、以前に総務文教常任委員会で頂いた資料の中に、令和2年度の行政のブロック別懇談会の概要の記録がありました。これは6月に開催された時点のことなんですけども、栗賀北部の山田区からの発言では、コロナで秋祭りの実施をどうするか、判断に苦慮すると。先のこととはいいながら盆過ぎから練習も始まると。町のガイドラインがあれば参考にさせていただきたいということについて、町長は、町としてのガイドラインはない、県の方針に従っていくんやとおっしゃってます。猪篠区の質問では、新型コロナの影響があるけれども、クリーン作戦は実施されるのかという質問と、二波、三波に備えた会合等の在り方をどうすればいいんですかと、そういう町の考えはないんかという質問について、クリーン作戦はやりますと。その後半で、町の行事と区の行事とは直接的に連動はしないけれども、町としてはこういう基準でやってるんだということなんです。

1 問目でも言いましたけども、町のいろんな行事をするときにも判断基準というのが、やはりこれでやるんやということを本当に出していくというのは大変至難の業である状況の中で、町の動向、県のいろんな情報、また、町のいろんな行事の判断基準、そういうことをもって集落ではいろんなことをやろうと、できへんやろかというふうに考えられてるんですね。そのときに町の行事と区の行事とは直接的に連動しないという、それはなるほどそうなんです。答弁にもあったように、最後はあくまで区の判断でということなんですけども、やはり住民の地域活動が大事だとおっしゃってる、そういうことを認識されてる市町では、先ほども挙げたように、マニュアルですとかガイドライン、チェックシート等を町として市として示されて、住民活動を促してる、後押ししてるわけです。町としてこういう考えはないのかということも期待してこの2番目の質問をしてるんですけども、まず通告してます3つの市町のこの情報については見ていただけましたでしょうか。

○議長（廣納 良幸君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。澤田議員の質問の中にありました3市町の情報については、確認をさせていただきました。大変分かりやすいと思いますか、いい情報を提供されているなというふうに思っております。私どもにつきましては、町長答弁にもありましたとおり、ケーブルテレビというものがございます。そして防災行政無線放送、併せて健康福祉課を中心に効果的に活用してきたというふうには思っております。その一方で、議員の御指摘にあるように、それぞれの判断基準、町がいろんな事業を実施する、または中止にするという判断基準が地域にどこまで伝わったかということについては、これはなかなか検証しないといけないという部分はあろうかと思えます。

その中で、ただ、神河町として大事にしてきたこと、そしてまた、これが地域と、それから行政のいわゆる身近さといいますか、例えば区長会でいいますと、区長会の事務局にいろんな相談があります。そのときに事務局として誠意を持って状況のお伝えをしていますし、今回の秋祭りでいうと、多くの区からその実施有無の情報が知りたいというようなことでございましたので、事務局が主体的に各区に働きかけをして一覧表としてまとめてきたということでもございます。また、春先の総会あたりでは、逆に区から先にもう書面議決にしたよといったような情報をいただいて、そして問合せのある区に関しては、そういった事務局として持っている情報をリアルに伝えてきたというふうなところでございます。

いずれにしましても、神河町としまして、1月の30日だったというふうに記憶をしておりますけれども、国のほうで感染者が出たという以降、2月から神河町として連絡会、そして本部会議ということを立て上げをさせていただいて、その都度その方向性について確認をさせていただいていると。現時点で申し上げますと、11月の26日の第23回本部会議、そして連絡会としては27回ということで情報共有をして、そして様

々な媒体の中で発信をしてきたというところがございますので、その点は御理解をいただければなというふうに思っております。

私のほうからは以上とさせていただきます。

○議長（廣納 良幸君） 澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） その都度リアルタイムにということなんですけども、リアルタイムという言葉にこだわって言うと、やはり郡内でもクラスターが発生したそれ以降を見てても、確かに11月の月末にはそういうホームページも更新されて、月初めには町長の放送もありしてるんですけども、そういうケーブルテレビの放送が毎晩、朝晩、1週間たっても同じことが流れてるっていう、そういう状況も実はあるわけですよ。そういう意味では、せっかく武器としていいツールとしてケーブルテレビを持ってるわけですから、告知放送も持ってるわけですから、やはりその辺のところはもう少しリアルタイムに住民の安心・安全、そういう神河に住んどってよかったなど、以前町長からも、住民の説明会の中で、町民は役場を選べないんやと、そやから神河町として頑張るんやという御発言を何回も聞いてるんですけども、ほかのまちの私は例示をして、このマニュアルというのは、やはり目に見える、手元に残る、そしてこういうときにどうしたらいいんやという、そういうフロー図までついてるところもある、会議のときにどういう手だてをすればいいんか、一個一個チェックをしていったらそれが安心につながるわけです。ですけども、それが安心と言いながら全てではないと思います。結果、感染することもあると思います。ですけども、住民活動をやっていく上で、やはり安心なツールとして、こういうマニュアルがありますよということを紹介しました。

神河では、ツールとしてケーブルテレビや防災無線があるんですけど。それは目に見えたり、声では聞こえてますけども、手元には残らない。その手元に残らない部分をホームページで補完するのかもしれませんが、もう少し住民の方々に、先ほど総務課長も、確かに分かりやすくっていい資料やおっしゃいました。私もこれは、特に岩手県の紫波町のこのマニュアルは本当にすばらしいと思います。よく小さな町でこれだけのことを、国や県が言うてることをかみ砕いて町としてしっかりと住民に伝えてるマニュアルやなど。活動する住民の立場からすると、このマニュアルってすごいマニュアルだと思うんですね。やっぱりそういうことをやっていただきたいなと思うんです。その辺のところを、ケーブルテレビや防災無線でできるんやということもあったんですけども、一步踏み込んで、情報担当、いかがですか。

○議長（廣納 良幸君） 岡部特命参事。

○総務課参事兼情報発信特命参事（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。先ほど澤田議員様のほうから情報のほうでいかがかというお問合せがございましたので、私のほうから答弁をさせていただきます。

確かに防災行政無線、先ほどの市川町でクラスターが発生をしたというときに、正直、神河町といいますか、私もびっくりをして慌てたところもあるんですけども、やはり

まずはお知らせをせなあかんというところでは、防災行政無線に町のほうが頼ってるというか、防災行政無線の定時放送で行うことが一番素早く対応できますので、これまでそういうふうな形でやらせていただきました。以降、2週間、3週間ずっと続けさせてもらいましたので、最近は、先ほど議員さん言われましたとおり、少し内容も変えて放送を継続させていただいているというところでございます。

それから、さきの総務文教常任委員会の中でも安部議員さんのほうから、ケーブルテレビと防災行政無線の連携をというようなお話もございました。そういうこともありまして、少しこれまで手っ取り早く放送せなあかんということで防災行政無線に頼ってあったところもあるんですけども、併せてケーブルテレビのほうでも丁寧に放送させていただきたいというように思っております。ありがとうございます。よろしく願います。

○議長（廣納 良幸君） 澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） 今回、私がお示したそういうマニュアルも参考にしていただいて、住民の方々の安心・安全なまちづくりに向けて取組をお願いしたいと思うんです。

ここで、1つだけ神戸新聞のコラムを紹介します。8月9日の神戸新聞のコラムで、谷口相生市長さんの発言がコラムとしてまとめられています。今こそ地域の絆づくりという文章です。少し割愛してる部分もありますけども、読ませていただきます。これまで地域コミュニティは、むしろ住民の密で成り立ってきた。会議や行事を催したり、井戸端会議で情報交換をしたり、向こう三軒両隣と親しいことが住民自治の土台をなす。コロナ禍によって、花見や盆踊り、運動会など地域の年中行事は軒並み中止となっている。地縁や血縁を再認識する大切な場である結婚式や葬式さえ人知れずに行われている場合が多い。その結果、住民が顔を合わせ肩を寄せ合うといった住民自治の力の源泉がそぎ落とされている。このままでは地方の人間関係と地域力は大きく衰退してしまう。新型コロナは百害を招いているが、あえて一利を探せば、各自治体の判断が問われ、地域差が芽生えるであろう。市町村長は、感染予防と地域経済振興のみならず、コミュニティの維持ということを加えて、この3つの対策に向けた覚悟が求められる。コロナ禍は恐ろしく厄介だ。しかし、それぞれの首長が創意と工夫を凝らし試練を乗り越えたとき、新しい地方自治が始まるのではないか。相生市では、行政と議会、経済界、住民がスクラムを組み、難局を乗り越える覚悟ができつつあると、そういうコラムですね。本当にすばらしい発言だなと思うんです。

国なりが三密って言いますよね。この相生市長さんも言われてるとおり、本当に実は密でみんなが仲よくなってきて地域の力ってついてきたはずなんですよね。その密っていう言葉を調べてみますと、辞書で引きますと、隙間がないこと、関係が深いこと、親しいこと、きめ細かなこと、そういう説明があるんですね。やはり住民同士の関係、また、住民と行政の関係がそういう密であったからこそ、このすばらしい神河町というの

はできてきたと思うんですね。その関係が今三密を避けることによって人々が本当に分断されている。その中で、今日の答弁にもありましたように、リモートとか、新しい形でのつながりというのは十分理解はできます。ですけども、やはり住民の方々というのは元どおりの活動を求められている。中身を変えていくのであれば、そのやり方をやっぱり住民と合意しながら変えていくということが、今後の地域づくりにつながっていくんじゃないかなと思うんです。

少し視点を変えて、地域力の低下の1つ私が危惧してる中に、もちろん地域力というのは地域の結束、一人一人の力の結束によるすばらしい集落ごとの地域づくり、また、神河町づくりという、そういう躍動感がある部分の地域力というのもあるんですが、もう一つ、私は大事にせんとあかんのは、健康面での地域力、個々の住民の病気にならないことによる地域力というものを保っていかんとあかんと思うんですね。高齢者のフレイル、虚弱対策がやっぱり私は今一番大事じゃないかなと思うんです。ある方から聞いた情報で本を読みますと、もともと体が弱って動けなくなったから社会参加ができなくなるんやという、そういう個人の方の体が動かないという要因がまず起こって、それで社会参加ができないということが、今まで地域の力も弱っていくんやというふうな流れが一つの流れやというのが定説やったんですけども、東京大学等の研究も含めていろんなことを検証していくと、実は社会参加が少なくなったから体が弱っていくんやという見解が今新たに出てきてるわけですね。これが今、介護予防でも言われてる高齢者のフレイル対策だと思うんです。

そういう中で、実際に地域で今、そもそもミニデイとかふれあい喫茶等がなかなかできない状況もあります。特に会食等はなかなかできない状況がある。そもそもミニデイとかふれあい喫茶、また、集落の助け合いの仕組みとしてつくろうとしてる生活支援協議体、その辺のところのそもそもという部分が私が発言したような中身で今神河町はやろうとされているか、その辺、今のミニデイ、ふれあい喫茶の状況も含めて神河町としての、まず社会参加をやることを促すことによって体の健康を保っていくんやと、そちらのベクトルが正しいのかどうか、考えが、その辺のところをお願いできますか。

○議長（廣納 良幸君） 副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。健康に関する地域力というふうな部分については、健康福祉課のほうから答えさせていただいたと思います。

その前段にありました、少しコラムで紹介をいただきました地域力、密の意味みたいなところの部分なんですけど、全く同感なんです。ただ、1点、私も今回のコロナ禍の中で少し考えを新たにしなければいけないのかなと思うのは、昔ながらの地域のつくり方ということが果たして今後も続けることが可能であるかどうかということに関しては、ある意味、今回大変苦しい思いをしていますが、考え直すいい機会になればなとも思っています。大きな国は予算をかけながら、新しい生活様式という切り口でいろんなことを求めてきています。これが必ずしもいいことになるとは思えない部分も多いですが、確

かに、でもその部分も視野に入れていかないと、これから人口が減っていく世界の中で、地域がどのように元気を取り戻していくかということに関しては総合的に考えていくと。で、中でおっしゃっていただいた、変えていくのであれば、地域の方との合意形成をという御意見があったと思います。本当にそのとおりやと思います。こういった形で進めていきたい、いかがでしょうかとか、こういう形がより効果的ではないでしょうかみたいなことが議論ができていくような場があればいいなと思います。考え方の一部として、そんなふうにはぼんやりと今思っているということを申し述べさせていただきました。

健康に関する部分については、健康福祉課のほうでお願いします。

○議長（廣納 良幸君） 保西健康福祉課特命参事。

○健康福祉課参事兼保健師事業特命参事（保西 瞳君） 健康福祉課、保西でございます。先ほど議員がおっしゃったとおり、我々も、やはり社会参加ができなくなる何かの要因があることで家の中に閉じ籠もっていく率が高くなる、そういうふうを考えております。ですので、やはりこういったコロナ禍の中では、本来でしたら、そういった工夫をしながら、感染症予防をしっかりと集まっていたくというふうにはベクトルを持っていく必要があるというふうには考えております。その中で、我々も社会福祉協議会の方々とのサロンの在り方とか、いろんなことをお話しさせてもらっておりますが、1つこういったこともあるんだなというふうなことがあったんですけども、実際、今、地域での自主体操であるとかサロン、ミニデイにつきましては、ほぼほぼ、100%とは言いません、75%程度の今実施率だと聞いております。こちら集まる方が少なくなりますと、足腰の筋力が衰える、あるいは心の面でも鬱の傾向が起きてくる、そういったことをやっぱり危惧しております。

その中で、ある地区での取組なんですけれども、やはり行事を中止したことで、これまで人と人が交流を密にしておったんですけれども、出会う機会が少なくなる、出会うことができなくなるということで、とても寂しい思いをしているという住民さんがおられます。そういったことをある地域の方が察知をされまして、これではいけない、人と人が触れ合う方法は何かないかなということで考えられた方法としましては、やはりお電話ですね、電話で、元気にされとりますか、あるいは今どういうふうにされてますかといういろんな近況話をされる。あるいはお手紙を書くということをされてるという地区があると聞いております。これを聞いたときは、本当に神河町、我が町の地域力、本当に捨てたもんじゃないなというふうに感心させていただきました。

その中で、地区体操の教室なんですけれども、これまで二十数地区あるんですけれども、このコロナ禍で、やはり人と集まる必要があります、体を使う必要があるということを検討された地区がございまして、3地区、3集落といいましょうか、増えたところがございます。ですから、やり方を工夫していく、人と人が集まれる方法を、集まれなくても人と人がつながる方法、そういったことの工夫をされていく皆さん方の知識力ですか、知恵、そういうようなところをやはり今からどんどんつけさせていただく必要が

あるかなというふうに考えております。

○議長（廣納 良幸君） 澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） 今、保西特命参事がおっしゃった、本当に素晴らしい取組をされてる地域があるんですね。そういう事例をぜひともリアルタイムに全町内、神河の持ってるツールを使って紹介してあげてほしいんですね。どこの地域って特定しなくても、例えば保健師さんが出られてもいいじゃないですか。こんなことを、今まで大勢集まるつながりから、本当に1対1、心と心のつながりでフレイル対策されてるところがありますよと、悩んでおられる地域の皆さん、こういうことから始めましょうよと呼びかけていくのが神河町の健康づくりだと私は思うんです。リアルタイムに、せっかくな事例があるんですから。

他集落の取組を紹介するというのが今年の2月、3月に予定してた生活支援協議体の会合の目的やったと思うんですが、残念ながらコロナ禍ではありませんでした。だったら、そこで紹介しようとしたことをケーブルテレビを使って映像で流して行ってほしいんです。先般、それこそリモートで参加した三木市でのこういう取組について、私もリモートでその研修会に参加したんですが、三木市では、もう各自治会、ユーチューブでたくさん発信されてます。そういうユーチューブで発信されてる状況を見て、それが後押しとなってほかの活動も再開できてる。そういうこともありますので、やっぱり情報発信なんですよ。力入れてほしいなと思うんです。やっぱり相手を思って声を聞いて耳を傾ける、気になる人にね。大勢集まる分、やはり私は、御近所で、私が町議選に挑戦したときから言ってます、近くで助ける近所のまちづくりがやっぱり今ここのコロナ対策では必要じゃないかなと思うんです。

本当に集落全体でミニデイは集まるそのことも大事ですけども、会食することも大事かもしれませんが、今までのやり方とは変えて、もう少し隣保単位で声を掛け合う、気になる方には声をかけていく、そういう取組が今後このコロナ禍では大事な違うかな。できないじゃなしに、そういうことをすることで、その気になる方が誰かと出会う、家の外にも出てくる、そこで話しすることによってフレイル対策にもなっていく。やっぱり体を動かすこと、人と話をするってというのが物すごく大事なことだと思いますので、そういう好事例があるのであれば、神河のその情報力を使ってどんどん発信をしてほしいなと思います。

先ほど副町長がおっしゃった新たな、今まで大勢が集まってまちづくりをやっていく、そういうことじゃなしに、例えばリモートであったりとか、そういうふうなやり方も変えていくことも大事。例えばテレビなんかを見てましても、このお正月には帰れないけども、遠くにいてる家族の方が高齢の父母を気遣ってリモートでいろんな話をしたりとか、お節を送ったりとかっていう、そういうことなんですよ。そういうことの私が常に言ってる関係人口というのは、そこにつながっていくんです。まさに、前々から言ってる助け合う近所の精神とか、もともと神河に縁がある方々を中心にした関係人口の構

築、今の時期、新たにいろんな方を招いてというのはなかなか難しいと思うんですね。神河をよりよくしていこうとするのであれば、やはりそういう関係人口、従来から深いつながりがある方々との関係人口をこの際、リモートとか、そういったものを使ってもっと構築していくということも一つの方法だと思います。

時間が押してきましたので、そういう私の意見を申し上げて、3番目の質問に入ります。

来年度予算編成の時期に当たり、低下しつつある地域力を回復する町としての手だては何か、町長の思いを問います。よろしく申し上げます。

○議長（廣納 良幸君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、澤田議員3番目の質問の地域力を回復する町としての手だてについてお答えさせていただきます。

コロナ禍における地域力の回復、復元力の高い施策は何かという御質問でございます。特効薬はないと考えておりますし、いま一度原点に戻り、交流から関係、そして定住、地域創生、「大好き！私たちの町 かみかわ」の取組を持続的に推進していくことが肝要であると考えております。少し振り返ってみますと、少子高齢化社会の進行に伴い地域力の持続低下が社会問題化しておりましたが、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、より顕在化したと思っております。新型コロナウイルス感染症問題は、健康問題に端を発し、経済問題、人権問題、環境問題、そして議員の言われる地域コミュニティの低下等、負の連鎖へと問題が増幅され、解決が難しくなっております。

問題解決の糸口として、SDGsの持続可能でレジリエントな考え方、いわゆる回復力とか復元力という考え方になりますが、これらが参考になると考えておまして、それに当てはめてみますと、それぞれの施策に取り組むことが横断的につながっていく、そして全体としての課題解決となっていく。新型コロナウイルス感染症問題は、横につながる全町的な取組でないと対応できないものでございます。来年度の予算編成を通し、地域コミュニティの在り方、デジタル化の推進等、新しい生活様式を踏まえて、横断的、中・長期的な展望に立ち、交流から関係、そして定住、地域創生、「大好き！私たちの町 かみかわ」を中心とした持続可能で、地域が元気になる施策展開に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

今申し上げましたことを基本に新年度予算、現在編成中でございます。それぞれの課において、それぞれの課の課題等も踏まえて今編成中でございますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます、回答とさせていただきます。

○議長（廣納 良幸君） 澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） 私が聞いたかったんは、低下しつつある地域力を回復するのに何か起爆剤ないんかと。起爆剤ないということなんですけども、それ以外についても、町全体の取組ということの御回答だったんですが、やっぱり地域でいろんな人々が集まる場というのは少なくなってる。それを元どおりのことをやりたいっていう住民

の方も当然おられます。ですけども、やり方を工夫して変えていこうという住民の方もおられる。そういうときに、来年度の予算編成に向けて、やっぱりこれは町が住民サービスとしてやってきたりとか、町がいろんな取り組んできたイベント、行事ごとを同じように企画をして同じように予算を置いたのであれば、今年と一緒です、できなくなるわけですね。せっかくのいい機会ですから、町としてやり方を考えて変えるところは変えてやれる方法を考えて事業を考えていく、予算を置いていく、そういう考えが必要じゃないかなと思うんですけども、それについてはどうですか。

○議長（廣納 良幸君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 最初の答弁で言葉足らずであったかもしれませんが、この大きな全体枠として物の考え方を申し上げたわけでありまして、これまでの澤田議員の質問にも答えさせていただきましたし、この間、新型コロナウイルス感染症拡大とこれからの今後の対策、そして政策については、新しい生活スタイルを取っていかねばいけないというふうな中で、国の新型コロナウイルス感染対策臨時交付金についても、新しい生活様式ということで、農業や林業についてのスマート農業、スマート林業という新しい政策も打ち立てさせていただいているところでございます。私の答弁の中に、当然これまでと全く同じことの繰り返しなどは考えておりません。今の情勢に適用した、そして適切な事業展開をしていかなければいけない、ここは基本に置いておりますので、ぜひ御理解はいただきたいというふうに考えております。

○議長（廣納 良幸君） 澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） 時間もなくなってきたんですけども、やはり私は、一般質問というのは我々住民代表の議員と行政の執行部の皆さんとの対話だと思うんですね。対話というのは、私はA案を持っている、執行部の皆さんはB案を持っている、そやけど、2人が対話をこうやって1時間してると、その先にC案とかD案も見えてくる、これが対話なんですね。それとは別に議案の審議っていうのは、あくまでも議論なんですね、AかB、賛成か、反対かって。そういう意味では、今日のこの1時間いろいろ議論してきた中で、住民代表として私がいろいろと住民の方々とお話しする中で感じられる不安、そういったものに対して皆さん方に投げかけて、来年度の予算編成、事業に期待してますよということで投げかけたわけですから、適切な対応をお願いしたいなと思います。

先日ある本を読んでまして、最後になるんですけども、いい名言が1つありました。これは私にも当てはまることです。戦国時代の武将の武田信玄の名言の1つです。一生懸命だと知恵が出る。中途半端だと愚痴が出る。いいかげんだと言い訳が出る。本当にこの言葉、いい言葉だなと思って、私も大事にしたいと思います。武田信玄は、やはりとても領民というか、民を大切にされたそうですね。特に治水とか、そういったことについては大変民を大切にされて、住民からも大変親しまれたというふうに聞いております。

もう一つ同じ武田信玄の言葉に、老人には経験という宝物があると言われていました。これもすばらしい言葉ですね。若い方々の知恵、エネルギーも大事ですけども、高齢者の経験という宝物、その辺のところも十分に住民の方々から、我々も伝えたいと思いますけども、私も高齢者の仲間入りをしようとしています。我々の知恵というのも参考に、今後コロナ禍で終息の見通しが当分つきそうにありませんけれども、今後も常に町民の皆さんの暮らしに思いをはせていただいて、皆さんが安心されて喜んでいただける政策の実現をお願いしまして、私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（廣納 良幸君） 以上で澤田俊一議員の一般質問は終わりました。

○議長（廣納 良幸君） ここで、昼食のため暫時休憩といたします。再開を13時ちょうどといたします。

午前11時50分休憩

午後 1時00分再開

○議長（廣納 良幸君） 再開します。

次に、10番、栗原廣哉議員を指名いたします。

栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 質問する前に、マスクを外させていただきます。それでは、通告に基づき一般質問をさせていただきます。

神河町役場の組織と人事について。

まず1つ目です。組織について。平成17年11月7日に神崎町と大河内町が合併し神河町が誕生、職員定数や2町間の調整など、幅広く柔軟な対応ができる組織編成を行ってきたと思います。特に地方創生推進の核となる課として、ひと・まち・みらい課の設置が行われたことは画期的な戦略であったと思います。しかしながら、神河町が発足し15年が経過し、時代の流れは加速しており、現在はSDGs、持続可能な開発目標を核とした組織体制が重要になることは言うまでもありません。国の動向を十分に先読みし、SDGsに対応する担当部署などが必須ではないでしょうか。そのためにも、対応できる職員の人材育成を図り、いま一度神河町の未来を見据えた組織の構築が必要であると思いますが、町の見解は。

○議長（廣納 良幸君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、栗原議員御質問のSDGsに対応する人材育成、担当部署の構築についてお答えさせていただきます。

後の御質問にも関連しますが、平成17年11月7日に2町合併で誕生いたしました神河町は、本年11月で丸15年を経過いたしました。平成27年11月7日には、神河町誕生10周年記念式典を開催し、神河町誕生の際に井戸敏三兵庫県知事から頂戴いた

しました神河の「かみかわ」を歌い込んだ短歌、「川山と 皆がともども 囲みあい 輪になりなんと 誓いし今日」、この歌を改めて御披露させていただきながら、10年の歩みへの感謝と、さらにこれから続くまちづくりへの思いを胸に、お年寄りから子供まで町民の皆様の笑顔があふれ、住んでよかった、「住むならやっぱり神河町」、山、川、田畑の恵み、歴史・文化、そして人情味豊かなまちの魅力をさらに高めてまいりますと決意を申し上げたところであります。そのような中で、国の地方創生事業に対応する部署として、平成28年4月にひと・まち・みらい課を創設し、人口減少対策をはじめとする様々な課題への対応、取組を展開しております。

さて、SDGsについては、時を同じくした2015年9月に、持続可能な開発のための2030アジェンダが国連総会で採択されました。これは、人々の人々による人々のための行動計画、いわゆるアジェンダです。キーワードは「誰一人取り残さない」であり、2030年度までに貧困に終止符を打ち、持続可能な未来を追求しようというものでございます。そこに盛り込まれているのが、世界を変えるための17の目標、SDGsで、途上国も先進国も含めた世界中の一人一人に関わる取組で、2016年度から実施が始まっています。

17項目を説明しますと、1つ目は貧困をなくそう、2つ目が飢餓をゼロに、3つ目が全ての人に健康と福祉を、4つ目に質の高い教育をみんなに、5つ目にジェンダー平等を実現しよう、6つ目に安全な水とトイレを世界中に、7つ目、エネルギーをみんなに、そしてクリーンに、8つ目、働きがいも経済成長も、9つ目、産業と技術革新の基盤をつくろう、10個目、人や国の不平等をなくそう、次に11、住み続けられるまちづくりを、12、つくる責任、使う責任、13、気候変動に具体的な対策を、14、海の豊かさを守ろう、15、陸の豊かさも守ろう、16、平和と公正を全ての人に、そして最後に、パートナーシップで目標を達成しよう、以上17の目標に対して、なぜ大切なのかを投げかけているわけであります。世界各国、また、それぞれの地域の実情は異なりますが、人が生き続けるための視点を示していると受け止めています。

一方で、取組に対して具体的なルールがないという点でも注目されています。議員御指摘のSDGsに対応する部署の考え方については、自分のまちにはどういう経済、社会、環境面の課題があるのかなどを考え、その地域がどういう方々とパートナーシップを結びながら解決策を練っていくかを考え、そしてその地域の課題を解決し、明るい未来を共につくっていきましょうという流れをおっしゃっているのではないかと受け止めております。まさしくSDGsのローカライズということになるかと思いますが、世界規模の課題を認識しつつ、それを地域に落とし込んで活動を展開していく、このことがSDGsを原動力にしたまちづくりにつながっていくものと考えております。その視点をしっかりと踏まえた上で、私ども地方自治体といたしましても、各行政分野における各種施策にしっかりと照らし合わせながら、できることなら、その目標を落とし込みながら取組を進めてまいりたいと考えております。

また、姫路女学院高等学校の学園長は、総務省から2年間の任期で出向されておられる方で、SDGsを担当されていた方と伺っております。ぜひ講師に招聘をしながら、職員対象の研修会等の開催についても進めていきたいと考えております。人口1万1,000人にも満たない県下最少の神河町であります。最少の人員で最大の効果を発揮するためには、組織の連携は欠かすことができません。そのためには、役場、地域、住民と一致協力できる職員、時代の流れに迅速かつ柔軟に対応できる職員の育成は不可欠と考えております。

以上、栗原議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（廣納 良幸君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 1つ訂正させていただきます。先ほどの質問の中で、大河内（おおかわち）町を大河内（おおこうち）町と誤っておりました。訂正させていただきます。

SDGsについて、具体的に現在、神河町はどのようなふうに取り組んでいるかいうのを簡単に教えていただけますか。

○議長（廣納 良幸君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。具体的にどのようなふうに取り組んでいるかというところでの御質問ですけれども、先ほどの町長答弁のとおりでありまして、この17の視点と申しますのは、私どもがそれぞれ各部署で取り組んでいるそれぞれの内容に実は目標値としてはしっかりと整合しているというところがございます。ただ、それぞれの事業に対してこれがどの視点か、複合した視点ももちろんあると思いますけれども、それを落とし込んでいくという状況ではございません。そういう視点で申し上げますと、今後の事業展開において、この17の項目のどの項目をまず目指して取り組んでいる事業かといったようなことを、それぞれの担当部署でしっかりと方針を持って取り組むということが重要なことというふうに思っております。

あわせて、町長答弁の中にもありましたこの17の取組については、具体的なルールがないということでございます。これがそれぞれの自治体において、SDGsを前面に出した取組として展開されている自治体と、そういったことをあえてせずに取組を進めている自治体があるというところの表れでもないのかなというふうに思っております。以上です。

○議長（廣納 良幸君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 今おっしゃったとおり、SDGs、決まったことはないんですね。いろんなところでいろんな取組をするというのがメインやと思います。組織についてなんですけど、やっぱり優秀な人材、先を読む人材ということで、今の国の動静、これについて分かる方がおられたらちょっと説明してもらったらありがたいんです。

○議長（廣納 良幸君） ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。

具体的に国の動きというところでございますけれども、それぞれの各省からいろんな形で通知あるいは取組、補助制度、そういったものが公表されております。それを各それぞれの役場の中の課が確認をしながら事業展開をしているのが現状でございます、特に国の動向を取り込んだものとしては、クールチョイスなまちづくりといったようなことで宣言もさせていただくようなことで、先進的に取り組んでいるといったような状況だというふうに考えております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） そうですね、国としてはいろいろ今やっておりますね。温室効果ガス排出ゼロ、2兆円の基金創設、クールチョイスですね。あと、ポスト5G、6G、デジタル関係310兆円規模の大学ファンド、事業転換の設備投資最大1億円の補助、それから新型コロナ対策、やっぱり国がこういうふうなことをやるということは、それに基づいて当然県もし、それで町もしていかなあかん。そのためには、やっぱり先読みができる職員、これを増やしていく必要があると思うんです。

実は前回の質問のときに、一般質問で勤務評定の質問をさせていただきました。職員の人材育成について話しましたが、その後、10月12日に第15回人事評価検討委員会がなされたということを聞いております。その中でちょっと気になる意見があったんです。というのは、まず役場職員はできて当たり前、プラス要素も当たり前、助け合いができなくなるのでは。これは勤務評定に対する職員の人の意見やと思います。もう一つは、各部署での評価は無理、試験のための勉強しかなくなる。この意見に対してはどういうふうに思われますかね。

○議長（廣納 良幸君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。できて当たり前、そして各部署での評価は無理というところでございます。この意見そのものが、今、私どもの人事評価に対しての率直な現状ではないかなというところでございます。今も人事評価をしっかりと受けた上において、それが良好なものとして給与、そして手当に反映がされるという、この事実は現実としてあります。その上で、私どもが特に力を入れているのが目標管理ということで、一つの目標を掲げて、そしてその進捗管理をしっかりとしていきながら、そしてその過程の中でいわゆる人を育てていく、能力を開発していくという、そういうところで進めているというところではありますけれども、これがこの人事評価検討委員会の中では、処遇に反映をすると、いわゆる上げる人をつくるということは下げる人をつくるという、その原資が必要だというそこに焦点化がされた中で、本当にそのことを主たる目的としていいのかという、そういう率直な意見として出てきたというところであります。

ただ、私どもとしては、そういうところは最終的には当然ついて回ることといたしましても、一番の目的は、私たちが住民の皆様への福祉、そしていろんな面でのサービスについていかに効率的に進めていけるかというところでございますので、そういった視

点でそれぞれの目標を立てて、そして常に改善、チェックということを繰り返しながらその負託に応えていくという、そういうところが一番の目標といえますか、重要な点であるというふうに受け止めて進めているということで、答弁とさせていただきます。以上です。

○議長（廣納 良幸君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 私は、この2点については、ちょっと消極的な意見じゃないかと、マイナス思考じゃないかと思います。

次に、執行部に対して職員の方が言われた話の中で、最初に、目標設定がしっかりできているのか、上司が掌握しているのか。次に、事務分担方法として課員全員で自身のやりたい業務を手挙げ方式で実施分担しており、誰も手を挙げない部分を経験者、役職者が担っている。これについてはどうですか、総務課長。

○議長（廣納 良幸君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。おっしゃったとおり、職員の消極的な部分というところが出てきた内容だというふうに受け止めております。そういう意味でいいますと、しっかりとした目標を組織全体で共有をして、そしてその目標達成のためにそれぞれの担当がどの分野で何をすべきかという、そういったところをしっかりと具体的な目標値として掲げていく、そしてその中でお互いに進捗管理をする。その進捗管理といいますのは、当然人を育てるといふ、そういう視点が多く含まれておりますので、その渦中において、なぜ進んでいないのか、どういうところで苦労しているかといったようなところをしっかりとフォローしていきながら、そして一緒に目標を達成していくという、そういう視点が重要なのではないかなというふうに思っております。

私たちの仕事は、多岐にわたる分野でございます。職員それぞれが自分自身の得意分野で発揮ができているというふうに感じている職員もいれば、もちろん適所ではないというところで頑張っている職員もいます。ただ、それぞれの職員がそれぞれの立ち位置で、そして与えられたといいますか、持った目標をしっかりとそれに近づけていく、到達していくということが結果的には住民にとっての幸せにつながっていくということで設定をしておるものでございますので、その目標はしっかりとこれからも、さらに精度を上げるといいますか、そういった視点で、人事ということになりますと、評価、被評価者ということで両方の立ち位置があるわけですけれども、仮に評価者であっても、その評価する人も実は住民皆様から評価をされているということでございます。そういった視点で、常に住民というところに視点を置きながら進めていく、進めているというのが今の私どもが取り組んでいる目標管理というところで御理解をいただければと思います。以上です。

○議長（廣納 良幸君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 先ほど言いました2つ、最初に、目標設定がしっかりできているのか、上司が掌握しているのか。次に、事務分担方法として、課員全員で自身

のやりたい業務を手挙げ方式で実施、分担しており、誰も手を挙げない部分を経験者、役職者が担っている。これ私の見方としては、幹部の役割が果たせていないんじゃないかと、そういうふうに思うんですが、どうですか。

○議長（廣納 良幸君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。いろんなコメントが出てる部分を捉えての御質問をいただいているところです。そういうコメントをした職員、会議の中でそういうコメントはしたことは事実であります。そのコメントを抑えるつもりの会議ではございません。感じてるものを話していくということで、従来から人事評価については取り組んできてるんですが、一番スタートは、長くならないように短く言いますが、人事評価がされる側の腹に落ちてない人事評価は人を育てることにならないというところから始まっております。腹に落ちて初めて人事評価の意味が出てくるということで、人事評価ではなくて、人事考課という言葉を使った岸和田方式というのが全国的に有名です。当町においても、そういう気づきを促して人材育成をしようというところから始めたというところがあります。

ですから、今、総務課を中心に検討委員会をしていただいておりますが、いろんな意見、マイナス要素も当然話してもらっていいと思っております。こういう議論をやることによって、全員の腹に落とすという作業のまだ途中かなというふうに思ってます。私のほうも、管理職の人事評価を見たり、管理職が一次評価をした二次評価者ですので全員の評価を見たりしてありますが、十分であるかという、十分ではないと思えます。これから徐々に精度が上がっていく、熟成していく段階にあるというふうに見ていただきたいと思えます。以上です。

○議長（廣納 良幸君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 御意見ありがとうございます。SDGsの1つ目の質問からSDGsという、そういったこれからの政策展開をしていく上において人材育成が必要だと。そういったところから人事のところ、2つ目の質問のほうに入っているのではないかなというふうに思うわけですが、SDGsでいいますと、一番最初の答弁で申し上げましたが、SDGsの職員研修をぜひ私としては実施をしていきたいというふうに考えております。職員全体で周知をして、それぞれの分野で取り組むべき課題というのは、いや、もう既に取り組んでいるな、そういったものもたくさんあるかと思えますので、そのためにもこれから計画して研修実施していきたいというふうに考えております。

窓口的なところでいいますと、先ほどもひと・まち・みらい課長が答弁をしたわけですが、地域創生を含めて、ひと・まち・みらいを中心としていければ、私としては一番そこが適切な部署であろうというふうに考えております。

○議長（廣納 良幸君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 私が、今、幹部ができてないか、そういうことを言ったのは、自分自身でその同じように思いがあったんですよ。というのは、私は議会に出る

まで別の組織におりました、40年間。ここよりも階級社会の厳しい、いろいろと制約のあるところでした。そこで、一つの部門、大きい、例えば、ここであれば県庁もしくは姫路市役所で、ここの神河町役場、人員が違いますよね。その人員が違って、仕事の量、仕事量というのは、県から送られてくるもんは一緒なんですよね、小さいところでも大きいところでも。というのは、結局、大きいところであればそれを分担してできるんですけど、神河町の場合は130人でせなあかんわけですね。各、だから教育課であっても教育課の中で、いっぱい県庁のほうには各課がありますから、それがここへ来て数人の中で全部していかなあかん、それが現実なんですよね。私の前おった組織でも一緒やったんです。大きいところであればセクトでも構わないんですよ。自分の分だけをきっちりすれば、それで済みよったんです。それが、やはり130人しかおらんところに、例えば二、三千人が勤務しとるところから指示が流れてきたときに、全部にみんなが対応できるかというのはなかなか難しいんですよ。

現実に私の個人的な話ですけど、私は一つの部署、暴力団対策というところに姫路で長いことおりました。ほんなら、その部署に関しては、私はパーフェクトでやる自信ありました。ところが、小さい署に回ったときに盗難が一つあったんです、泥棒ですね。で、刑事いうのは1人しかおりません。で、私が行って、だから指紋があるんですよ、そのどういうんですかね、家に入って、その足跡がついとんですけど、その指紋は見えとるのやけど、それが取れなかったんです。情けない話でね。結局自分としては、その一つの部署に対しては、もう絶対的な自信持って、転勤していった。ところが、次のここではもう指紋一つ取れない。不細工な話です。情けない、自分が情けなくて、もう夜中でも頭下げて鑑識のほうに電話して、どういうふうにするんや教えてもらった。そういう経験があるんです。

だから、みんなやっぱりその小さいところへ行くほど、プロ意識を持って行かんと、やっぱり回らんとするんです。大きいところであれば、例えば10人でしよるところやったら、10分の1の仕事でも済むんですけど、例えばそれが1人でせないかんとすると、大変なことやと思うんです。それがある程度分かってきたんは、ある程度年齢がたってからなんですけどね。

だから私が言いたいんは、結局その組織の在り方としてはもう一人一人が、例えば神河町130人しかおれへんのやから、一人一人が何でもできる人材に育ててほしいんですよ。そういうことが本来の私の趣旨なんです。それだけ御理解しとってください。組織の一人として、一人一人が勉強して、仕事を覚え、全て任せることができる人材を養成して、兵庫県下で一番仕事ができる神河町になってほしい、これが本心なんです。

ということで、次の質問に入ります。次は、人事について。合併時に算定されていた地方交付税も、いよいよ一本算定となり、厳しい財政運営が予想されます。この間、職員数も合併時の約180人から、第一次行財政改革の答申である約130名までの体制となったことは、十分評価できる成果です。平成26年から、課長を定年2年前に課参

事として後進の育成を図ることを目標として実施されてきました。最近では1年前にその取扱いを実施していますが、定年延長問題や再任用制度の創設などにより、果たして今の取組はいかなもののでしょうか。このような背景から、各部署における課長は60歳までとし、その後の進路はほかの機関や再任用制度を選択するという方針はありませんか。

○議長（廣納 良幸君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、栗原議員の2つ目の御質問、課参事制度についてお答えさせていただきます。

退職前の参事制についてでございますが、御指摘のとおり、平成26年度から課長級の役割の明確化、後進人材の育成、そして組織全体のモチベーションに配慮した中で、当該職員の理解を得ながら退職前の参事制に取り組んできました。一方、増え続ける業務への対応策として事務担当者としての役割も担っていただけてきましたが、2年間は少し長過ぎるとの声や、また課長職経験の後の参事職でのモチベーション維持についても意見をいただきました。2町合併で逆三角形型の組織を適正なピラミッド型の組織構造に立て直しを図ることは、組織としては大変重要であります。

さて、定年延長については、今年度の人事院勧告においても、高齢層職員の能力及び経験の本格的な活用に向けて、定年を段階的に65歳に引き上げるための措置が早期に実施されるよう改めて要請されており、時代の要請に沿って国が率先して行うべきとの意見が多かったようです。そして制度設計では、60歳を超える職員の給与水準を一定程度引き下げることがやむを得ない、職員の意欲・能力等に応じて多様な働き方ができるようにする必要があるとの意見も出されています。

私どもが現在つかんでいる情報としましては、令和4年4月から、現在の60歳定年から2年ごとに1歳ずつ定年年齢を上げていくのではないかと内容でございます。今後、国の動きに注視をしてまいりたいと考えております。

少子高齢化が進む一方で、働き手が減少している状況下において、定年延長が実施される可能性は極めて高いと考えますし、また、延長が実施される時点に合わせて、課長職経験後の参事制見直しについても、当然考えていく必要があると考えております。そうは言いながらも、あくまでも人事は適所適材であり、任用行為であるとともに、一定のルールがあるわけではございません。その点も御理解いただきたいと存じております。

ちなみに、現在の一般会計における職員構成は、20代職員が25%、30代、40代職員が50%、50代以上管理職員が25%と、逆三角形が少しずつ解消されてきましたので、適正な職員構成比率が維持できるよう、引き続き人事管理を進めてまいりたいと考えております。

以上、栗原議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（廣納 良幸君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 私がこの質問をしたのは、町内の方から、町内の方の家

を訪れたときに、栗原さん、神河町の参事さんというのは何であんな多いんですかということと、もう一つ、広報かみかわで上半期の財政状況をお知らせしますという欄に、町民1人当たり予算額、一般会計で、令和2年度96万円、令和元年度85万円となっ  
とんですが、これどういうことですかということと、町債、借入金の残高の中で町民1人  
当たり約208万円、こうなっているんですが、私のとこの家5人家族なんですけど、  
1,000万の借金を私らがしとんですかと、そういう質問を受けたんです。これについ  
てもう少し分かりやすく説明してあげたらいいと思うんで、よろしくお願いします。

○議長（廣納 良幸君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 失礼いたします。総務課、黒田でござい  
ます。まず、財政状況の広報が非常に分かりにくいというようなところのお話でござい  
ます。

財政状況等につきまして、住民の皆さんにできるだけ分かりやすくお知らせしていく  
ということは、非常に重要なことであるというふうに認識をいたしております。広報紙  
等の作成におきましても、円グラフとか棒グラフかといったところで、視覚的にも分か  
りやすいものというふうな工夫もしているところでございます。

また、財政関係につきましては、用語が非常に分かりにくい、難しいというようなと  
ころがございまして、そういった用語の表現につきましても、できるだけ平易な表現  
になるようにということで、気をつけているところでございます。今後でもできるだけ分  
かりやすい形でお伝えができるように、例えば財政につきましては身近な家計簿を例に  
取ってといったような表現等、いろいろな工夫をしてみたいというふうに考えてご  
ざいます。よろしくお願いします。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 今の説明を聞いて、一般の方は分かると思いますか。今  
の説明をしてくださいということなんですけど、よろしくお願いします。

○議長（廣納 良幸君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。まずは、分  
かりにくいというところの、住民1人当たりの表現でございます。特に申されました町  
の借金ですね、その関係につきまして、1人当たりが208万円というような形の表現  
をさせていただいています。これをどういった形で分かりやすくということございま  
すけども、例えば先ほども申し上げましたように、家計に例えますと車や家のローン、  
そういったものを例に取って、これぐらいの借金がありますよといったような、そうい  
ったような身近な家計を例にしたような表現で、分かりやすく説明をしていけたらとい  
うふうに思っているところでございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 家計簿に例えて車のローンや云々やけど、例えば5人世  
帯で1人が208万やったら、1,000万以上の借金になるわけですよ。だから何で

私が何もしてないのに1,000万の借金を背負うていかなあかんのやという質問なんですよ。だから、それに対する回答が欲しいんですけど。いや、もうそれ借金ですって言われたらそれまでなんですけど。

○議長（廣納 良幸君） 財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 今、必要なものというようなところで、多額になるもの、そういったものについては、家計と同じように借金、ローンとかというような形で、そういうものを購入していくというところでもありますので、そういった1人当たりのこの200万円というのがどういうふうな評価といたしますか、そういうふうなところになるということにつきまして、具体的にはそういった将来にわたって道の整備が必要である、それに当たっては多額な資金が必要になってくる。そういったものについて、こういう投資に係る部分というような形で、今後は財政の状況というところについて、できるだけ分かりやすいというようなところで表現等につきまして工夫をしていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。よろしくお願ひします。

○議長（廣納 良幸君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 栗原議員の御質問、町民の方からのこんな意見聞いたと。要するに、これだけの借金抱えて神河町大丈夫なんか、将来不安、本当大丈夫なんかという、そういうとこだと思います。そういったところについて、行政として、これだけの過去にこれまでこれだけの事業をやってくる中で、現在、総額これだけの借金していますよ、でも収入としてはこうあります。出ていくものあります。これから借金をどのように返していくんだ、そのためには長期の財政計画を立ててしっかりと健全に行政運営しています、御安心ください。そこまで情報が発信できれば、町民の方も安心されるということだと思いますので、そういった情報発信を今後関係課で財政中心に協議していきながら、情報発信に努めていければというふうに考えます。

○議長（廣納 良幸君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 今、町長から明快な回答をいただきました。もうそれが大事やと思います。ただ単に1人借金208万円抱えておると。それを後世、今、小さい子供に背負わせていくというのは、やっぱり納得できないと思うんですよ。自分が個人で借金したお金やったら、ああ、そうか、自分がつくった金やから仕方ないなと思うんですが、そうでなくて、ただ単に広報が回ってきて、1人当たり208万の借金ですよだけでは、やっぱり納得できない人がたくさんいると思うんです。だから今の町長の回答のとおり、やっぱりこれだけのものをつくって、これだけかかったから、これだけ払っていかなあかんのやと、それがやっぱり大事やと思うんです。そういう広報をしてほしいというのが一つです。

次に、この特命参事の根拠法令ですね、これあるんですか、それをちょっと教えてください。

○議長（廣納 良幸君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。特命参事ということでございますけれども、町長が直接にその業務、町長が命じた業務について権限を、いわゆる課長同等といいますか、全てのその任務を任された立ち位置にある管理職ということになってまいります。町長が直にその業務を命じて、その業務をしっかりと担っていくという担当職にある者が特命でございます。以上です。

○議長（廣納 良幸君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） すみません、ちょっと質問を間違っていました。その課付の参事の根拠ですね、それはどこら辺にあるんですか。

○議長（廣納 良幸君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。課参事ということでございますけれども、職務職階制の中で役職が、課長、そして今出ました特命参事、そしてまた参事、そして副課長、課長補佐、係長、主査、主事といったような形でございます。その参事ということではよろしかったんですね。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） この参事制度にしてよかった点、悪かった点、ちょっとあったら教えてください。

○議長（廣納 良幸君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 日和でございます。町長答弁の中にもありましたとおり、逆三角形型の組織構造ということで、特に2町合併というのはそういう形が顕著に現れてまいります。それをしっかりとスリム化を図る一方で、職員のモチベーションを上げていくと、そういうところの中で、合併して10年近くは、やはり頭でっかちと申し上げますか、管理職層にかなり比率が高かったというところがございます。私が記憶しているところから言いましても、40%近い比率であったときもあったと思います。それが今、25%ということで、少しずつ健全な組織になりつつあると、そういう組織構造にしていくために、同じことの繰り返しになりますけれども、参事制を活用した。その参事については、担当を持ちながら後進指導に当たってきたというところがございます。以上です。

○議長（廣納 良幸君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） この参事制については、神河町ではありますが、よその町はどうやったんですか。

○議長（廣納 良幸君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 日和でございます。他町の状況につきましてはあまり存じておりませんが、例えばリーダー制というようなところを取っているところもございます。それぞれの町の特性に合わせて、そして仕事がしやすい環境づくりの中で活用しているというところではございます。ただ、基本は、私どもの町が採用している職務職階というところを採用しているところが、県下の町の中では多いかというふう存じてお

ります。以上です。

○議長（廣納 良幸君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 公務員の定年延長制ですね、これは一応去年1回潰れましたけど、今後可能性として、来年度ですかね、実施されると思うんですが、その辺ちょっと教えてください。

○議長（廣納 良幸君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 日和でございます。町長答弁の中にもありましたとおり、今現在、私どもがつかんでいる情報ということでしかございませんけれども、令和4年4月1日から60歳を61歳ということで、以降2年ごとに1歳ずつ、65歳まで延びていくのではないかといたしたところで情報は得ておりますけれども、今後の国の動向ということになってこようかと思えます。以上です。

○議長（廣納 良幸君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 町長答弁で、参事制度を見直していくことを当然考えていく必要があると、そういう答弁いただきました。やっぱり無理、無駄を省いていくのも大事やと思うんで、先ほど質問の中で入れたような再雇用制度、公務員の定年制度等も踏まえて、そのようにしていただきたいと思えます。これで一般質問を終わらせていただきます。

○議長（廣納 良幸君） 以上で栗原廣哉議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開を14時ちょうどといたします。

午後1時46分休憩

午後2時00分再開

○議長（廣納 良幸君） 再開します。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 失礼いたします。先ほどの栗原議員の一般質問のうち、最初の組織についての答弁としまして、SDGsに対応する人材育成について答弁しましたが、その中で、神河町が誕生したこの年月について、私、平成7年と発言をいたしました。平成17年の間違いでございますので、訂正し、おわび申し上げます。

○議長（廣納 良幸君） では、一般質問に戻ります。

次に、4番、小寺俊輔議員を指名いたします。

小寺議員。

○議員（4番 小寺 俊輔君） 4番、小寺です。通告に従いまして質問させていただきます。つい立てがございますので、マスクのほうは外させていただきます。よろしくお願いいたします。

一般質問の題名ですが、新型コロナウイルス流行下でも安心して出産できる環境づくりをと題

打たせていただきました。内容でございますが、新型コロナウイルスが蔓延する中、皆さん大変ストレスを抱えて暮らされております。中でも妊婦さんの不安は大変大きいと想像されます。万が一自分がコロナに感染していれば胎児への影響は、また、家族が感染していれば、出産後の子育てはなど、心中を察するに余りあります。

そういった状況下、姫路市では、未来を守るプロジェクトを立ち上げられました。内容は、姫路市内の産院で出産予定の妊娠後期妊婦と出産に立ち会われる配偶者等にPCR検査を実施し、その費用を全額姫路市が負担するものです。妊婦さんのストレスを少しでも軽減し、安全・安心な出産につなげるとともに、新生児への感染リスクを最小限に抑えるため、また、産院での感染を予防し、地域の周産期医療の維持確保のためと発表されています。6月の緊急経済対策、第二弾の補正を財源とし、8月31日までの期限付で、妊婦さんの住所地に関係なく、全ての方を対象に始められましたが、9月以降も新型コロナの猛威は一向に衰えないため、9月からは妊婦さんは全員公費負担、立ち会いされる配偶者等は、姫路市内在住の方は公費、それ以外の方は実費負担として、事業を継続されています。

ならば、我が神河町としては、町民が9月以降実費負担をされて、出産立会いをされた方、また、今後立ち会いされる方の負担分を公費で賄い、少しでも安心して出産できる環境づくりを応援するべきではないか。日頃から子供は我が町の宝だとおっしゃっておられる山名町長ですから、当然私の考えに賛同していただけたらと思うので質問です。

過日の民生福祉常任委員会での健康福祉課長の説明では、以下の2点が主たる理由として、神河町では助成しないと決定されたとお聞きしました。1つ目、PCR検査実施で立会い出産を実施しているのが2産院だけ。その他の産院では立会い出産を実施していないので、平等ではない。2つ目、神崎郡内3町での協議の結果、福崎、市川両町が実施しないからと、民生福祉常任委員会ではお聞きしました。

1番目について、まずお聞きします。平等の定義とは何ですか。他病院が立会い出産を実施していないから平等ではないとのことですが、実施している2産院にクローズアップすると、姫路市民であれば市の助成の下、家計に全く負担がなく立会い出産をされる一方、神河町民は自己負担での立会い出産を余儀なくされています。これは、姫路市民と神河町民を見比べてみた場合、平等ですかね。姫路市は、福祉が行き届いた行政で、神河町はそこまでする必要がないと考えている行政なので、神河町に住んでおられるのだから仕方ないと諦めるべきなんですかね、日頃から町民は役場を選べないと、皆さん常々言うておられます。まさにこのことでしょうか。

また、同じ神河町民にクローズアップします。8月31日までに立会い出産をされた方は、姫路市の公費で立会い出産をされています。一方、9月1日以降、立会い出産をされる場合は、自己負担で検査されています。これも平等ですかね。私は、これは平等ではないと思うんですけども、その辺の町としての見解はいかがですか、お願いします。

○議長（廣納 良幸君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、小寺議員御質問の、平等の定義とはについてお答えさせていただきます。

まず、私が町長に就任以来、人口減少対策、特に若者定住、少子化対策については重点施策の一つとして積極的に取り組んでおりますし、小寺議員おっしゃるとおり、子供は我が町の宝と常に考え、政策展開を行ってきたところであります。

さて、今回の御質問の新型感染症流行下でも安心して出産できる環境づくりとして、出産時の配偶者等の分娩立会い時のPCR検査費用の補助ということですが、姫路市においては全国に先駆けて未来を守るプロジェクトとして、出産の環境が三密を避けられない状況であるため、出産を迎えた妊婦の不安軽減と姫路市内の周産期医療の維持確保を目的に、産婦及び分娩立会い者のPCR検査費用を姫路市が公費で負担されていましたが、姫路市の政策転換により、9月からは姫路市民以外の産婦に対する分娩立会い者のPCR検査費用が補助対象から外れました。

詳細については、この後、担当課長から回答させていただきますが、神河町としましては、これからも妊婦やパートナーの皆様が安心して出産・育児ができるよう、引き続き全力でサポートを行っていくことを申し上げまして、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（廣納 良幸君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。それでは、小寺議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1つ目の御質問の平等の定義についてでございますが、過日の民生福祉常任委員会において、健康福祉課としての考えを説明させていただきました。現在、神河町の妊婦さんが分娩、出産をされているのは、主に姫路市内の産科医院であります。しかし、姫路市内の産科医院で出産をされる場合に、パートナー等が分娩立会いを望まれる場合、病院によっては分娩立会いの条件がまちまちであり、大きく3つに分類をされます。

1つ目が、パートナー等がPCR検査を受けて陰性だった場合は、分娩立会いが可能。2つ目が、PCR検査を受けなくても立会い当日に体調に異常がなく、マスク、手指消毒等の感染予防対策を十分に行っておれば、分娩立会いが可能。3つ目が、PCR検査や感染予防対策を行っていても、分娩立会いはさせないという産科医院があります。それぞれ医院によっては対応が異なるというところでございます。

また、妊婦によっては、里帰り出産をされる方もあり、出産される地域によっては、妊婦本人でさえPCR検査が公費で行われないこともあります。以上のことから、分娩立会い時のパートナー等のPCR検査費用を補助することに対しては、全ての人、全ての妊産婦にひとしく補助ができないことから、分娩立会いをされる方のPCR検査費用に特化した補助については、見合せをさせていただいたということでもあります。

以上、小寺議員の御質問に対する回答とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（廣納 良幸君） 小寺議員。

○議員（４番 小寺 俊輔君） 今、健康福祉課長が答弁していただいたんですけども、私の質問の答えに全くなっていないですね。今、健康福祉課長が話しされたのは、過日の民生福祉常任委員会でお聞きしたことです。私は今回ね、この一般質問するのは、民生福祉委員会での質疑に全然納得ができてないから、それを踏まえた上での質問なんですね。この通告書にもありますように、私が聞いているのは平等の定義をお聞きしているんです。この姫路市民と神河町民とは、これは平等ですかって聞いてますね。８月３１日までと９月１日以降は平等ですかってお聞きしてますね。今の答弁のどこにその回答が入っとんです。私は、通告に従って、２週間前にこれ質問出しとんですよ。この２週間何しとったんですか。きちりね、通告した質問の内容を答えてもらわんと、今、健康福祉課長が答えられたのは、やらない理由です。やらない理由を述べられただけで、私の質問の回答になってないですわ。もうちゃんと私の質問に答えてください、平等の定義をお願いします。

○議長（廣納 良幸君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。１つ目の、姫路市民と姫路市民以外の方について、PCR費用が出されないというところにつきましては、これにつきましては姫路市と神河町だけではなくて、姫路市民と姫路市民以外の方全員の差というふうに思います。神河町だけが姫路市と同じ対応をしないというところについて、姫路市と同じ対応をするのかということにあると思います。

例えば、今回の補正にも上げておりますが、姫路市では児童についてはインフルエンザの費用の補助はしません。神河町については、今回補正で、中学３年生の方については全額負担という形で、5,000円の補助を出そうというふうに思っております。ですから、やはりそれぞれの市町の政策というところがありますので、姫路市がやっているから神河町、同じようにというのは、できればいいんですけども、なかなかできないというところがございます。その点については、神河町は神河町なりに、また姫路市は姫路市なりに、それぞれの政策を行われている、そのところで平等か平等でないかというところの議論になりますが、その点は姫路市民と姫路市民以外ということになりますと、神河町以外の福崎・市川・加古川・高砂・太子、そこも全部同じというふうに思います。

また、神河町が今まで８月末まで補助をしていて、９月１日からはやめるということになりますと、やはり同じ年度内に出産される方の補助を途中で打ち切るというところになると思いますので、その分については不公平が生じるというふうに思いますが、先ほども言いましたとおり、姫路市の政策転換があったというところで、できれば引き続きしていただきたかったんですけども、姫路市はそのような政策転換をされたというところで、平等というふうにこちらのほうは考えております。以上です。

○議長（廣納 良幸君） 小寺議員。

○議員（４番 小寺 俊輔君） 確かにね、それは姫路市とそれ以外と言うたらそれまで

なんですけれども、結局はね、平等というのは私は存在しないと思うんです。全ての方に平等ではないからやらないという、これは民生福祉常任委員会でね、健康福祉課長がそういうふうに答えられたから、私この質問出したんです。例えば、このコロナ禍になりまして、神河町としてもいっぱい支援策をされてこられました。この定例会初日でこの一覧表も配っていただいて、合計21項目ですか、21項目の事業をされているんですけれども、この中で全ての人にひとしく行き渡った政策というのがね、果たしてありますかという話なんです。

例えば、子育て世帯地域商品券助成事業、これはもう子育て世帯だけですよね。全ての人ではないですよ。元気事業所回復支援金、これも事業所だけですよね、事業所と個人事業主、全ての人ではないんですよ。全ての人に行き渡らないからやりませんでは、私はちょっと何か論法としてはおかしいんじゃないかなと思うんですけどね。やっぱりこういうね、支援策というのは、その特定の方に集中的にやっていくから支援やと思うんです。確かに実施されている産院とね、されてない産院とはあります。じゃあ、されてる産院で、あなたはそこで生まれて仕方ないから2万円から3万円のPCR検査を実費負担してやってくださいねと。このPCR検査をしないと立ち会いできないというのは、去年まではなかったことなんですよね。今現在、これもコロナ禍の一つなんです。そういった中で何とか支援をできないかというお話をさせてもろうとんですけど、いかがですかね、何か答弁ありますか。

○議長（廣納 良幸君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。2番目の質問にも出てくる、お話をしようかというふうに思ってたんですけども、平成30年4月までは公立神崎総合病院のほうで産科、出産ができてたというところで、それ以降、産科の閉院という形になってしまったというところで、何とか神河町で出産できていた妊婦さんについて支援をしていこうかということで、小寺議員さんからのお話を聞いたときには、前向きにいろいろと話はさせて、考えはさせていただきました。その中で、健康福祉課内でいろいろと議論をした中で、全ての人というのは、今回の場合につきましては、全ての出産をされるパートナーの立会いをする方というふうに考えさせていただいた中で、当然その条件の中での話ですけども、出産されるのが年間で、今年につきましては55人弱という形になるんですけども、その方全員にひとしく補助ができるかというような論点で話をさせていただいた中で、実際令和元年度、マリア病院と中林、こちらのほうで出産をされた方は全体の53%でありました。

そのような中で、53%に該当する方全員に補助をするのかというところで、プレママ・プレパパカフェということで、出産を迎えられる前のお父さん、お母さん、そちらの方に来ていただいて、出産後のいろんな話をする中で、実際補助があってもなくても出産をされますかというようなお話もさせていただきました。これは10月のプレパパカフェの聞き取りなんですけども、10人参加をさせていただきまして、補助があれば

立会いを希望するという方が10人中2人で、残りの方については補助があっても立会いをしないという方が4名、実費がかかってもいいから一生の思い出ということで、立会いをするという方が4名というような実施希望状況でした。もう少し補助があればという声もあるのかなというふうには思ったんですけども、現状としてはそのような形であったというところも一つの判断材料にもさせていただいたわけですけども、できればこのコロナ禍で不安を抱えながら出産をされる妊婦さんもしくは家族の方に何かできればというようなことでは検討はさせていただいた中の結果ということで、大変申し訳ありませんがこのような判断に至ったというところでございます。以上です。

○議長（廣納 良幸君） 小寺議員。

○議員（4番 小寺 俊輔君） 先ほど桐月課長のね、お話の中でそのプレママカフェでお聞きして、補助があれば2名の方が立会いをしたいと。これ逆に言えば、補助がなければ立会いをしたくてもできないっておっしゃられてるのと同じことですよ。私の考える平等というのはね、取りあえず全員の方に機会を与えるということやと思うんです。この2名の方は、もう補助がない時点で、その機会を奪われてるんですよ。補助がないから立会いをしたくてもできないというふうに、そのお聞きしてて、何でこの話がテーブルにちゃんと上がって実行されないのかが不思議に思います。

私がインターネットで調べたんですけども、国民健康保険中央会ですが、こちらが平成28年度の兵庫県の出産にかかる費用ですね、その平均価格というのをホームページ上に出されています。それが51万3,036円なんですよ。出産一時金ですか、一律健康保険から支払われるわけなんですけども、それが42万円、差額でいうと9万3,036円の自己負担が発生しているわけなんです。なおかつ、これ立ち会いしようと思えばPCR検査、私、正確な金額知りませんが、伝え聞きますと大体2万円から3万円、そんだけ負担しないと、かわいい、かわいい、一生に1回あるかないかのようなね、チャンスに立ち会えないのかということなんです。なぜそれを行政が応援して、せめて機会だけでも、あとその立ち会う、立ち会わないというのは本人の自由やと思うんです。それは本人の選択ですから、そこまで私らが口を出すことじゃないですけども、取りあえず誰でもひとしく立ち会える機会を与えてあげないと駄目だと思うんです。その辺のところはいかがですか。

○議長（廣納 良幸君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。一生の思い出ということで、立会いをする。また、立会いをすることによって、お母さんの頑張っているとか、苦しんで出産をしてもらっているという姿を見て、その後、御主人のほう家事のお手伝いをしようか、また、育児の協力を前向きに行くということはあるかもしれませんが、ただ、本当補助というところになりますと、やはり行政としましては、ひとしくみんなに公平に支払いをしていくということになってしまいます。一つの病院では、PCR検査をしても立会いができないと。そしたら、補助してくれるんやったら病院を

替わって、最後の出産はよその病院に行こうかということをしようとしても、実際のところはなかなかできないところがあるというふうに思います。言われていることは本当十分分かって、検討はさせていただいたというのは事実でありますし、プレママ・プレパパカフェで聞いて、補助があれば立会いを希望というふうに言われましたが、もし補助がなかったら立ち会わないのかというところまでは話は聞いてなかったというところはありますけども、逆に言うと、2人の方は補助がなければ立会いを希望しないというふうな結論になるかもしれません。行政としましては、やはり一番引っかかったところが、同じ出産をされる五十数名の方に対して、平等に補助をできるかできないかというところに着眼点を置いて、今回判断をさせていただいたというところで、繰り返しになりますが、議員さんの質問の答えになってないとは思いますが、繰り返しその点についてお話をさせていただきました。すみません。

○議長（廣納 良幸君） 小寺議員。

○議員（4番 小寺 俊輔君） 小寺です。時間も限られてございますので、この1番目の質問でいつまでも引っかかっておっても仕方ないと思いますので2番に移らせていただきますけれども、出産をされるに当たってね、通常でも平均値と合わせて9万3,000円の自己負担が発生している。なおかつ、この新型コロナですね、その感染症対策等々でもね、恐らくそれ相応の負担をどの家庭もなされてますけれども、妊婦さんとかは特に気を遣われてやられていると思いますんで、そういった負担をいっぱい皆さんされているということだけは、当然御承知でしょうけど、もう一つ肝に銘じておいていただきたいんです。

そしたら、2番目の質問に移らせていただきます。郡内3町の協議の結果、他町と足並みをそろえて実施しないとのことですが、私、これ全く理解ができませんでした。市川町・福崎町と足並みをそろえる必要がどこにあるのですか。神河町は自治権を持っている一自治体だと理解していたのですが、そうではなくて3町協議をしないと独自で施策を実施できない合議体なんですか。神河町独自施策もたくさんあったと私は思うんですけども、なぜ今回に限ってそういった3町で協議の結果やりませんと。独自施策では駄目なのか。これが私、民生福祉常任委員会でお聞きしたときにね、実は結構怒ったといいますか、もうはらわたが煮えくり返ったんです。これはもうやりたくない理由を聞いてみたいで、非常にもう遺憾ですね。この辺のところをぜひお答えお願いします。

○議長（廣納 良幸君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。それでは、小寺議員の御質問にお答えさせていただきます。

2つ目の質問の郡内3町で足並みをそろえたとの御質問ですが、足並みをそろえたわけではなく、結果的に同じ対応になったというものでございます。市川町・福崎町の保健師と、このような住民からの要望があるのですが、2町は検討されますかなど、協議

・確認をさせていただいたというところでございます。結果的には3町とも補助については見送ったというところでございます。神河町では、先ほど言いましたとおり、神崎総合病院のほうで分娩ができなくなったというところで、何とか皆さん方については御不便をかけているというところは事実であります。そこで健康福祉課としても、先ほど言いましたとおり、前向きにということで検討はさせていただいたというところですが、結果的に、先ほど1番目の質問で答えたとおり、見合せをさせていただいたというところでもあります。

独自性というところで言いますと、神河町におきましては、このコロナ禍において、国では新型コロナウイルス感染症の影響に対する生活支援や経済対策としまして、1人10万円の特別定額給付金、1人1万円の子育て世帯への臨時特別給付金、独り親世帯への臨時特別給付金、また事業者向きの持続化交付金、家賃支援給付金や、社会保険料等の猶予・減免などを行いました。また、神河町においても、独自施策として1世帯当たり1万円の元気回復商品券事業、また、母子手帳交付者から大学生までのお子さんの保護者に対して1人2万円の神河町子育て地域商品券事業も実施をしました。事業所に対しましても、元気回復支援金やWelcome to かみかわ観光商品券事業、新しい生活様式への感染症予防対策事業補助金も行っているところでございます。

また、健康福祉課で取り組んでいる母子対策事業としましては、安心して出産・育児を行っていただくために、出産前の妊婦訪問、母親教室、両親教室、いわゆるプレママ・プレパパカフェの開催、また、産後の新生児訪問、母乳相談など、保健師、助産師の訪問、育児サポートもしっかりと行っております。また、町独自事業として、出産お祝い品を贈呈しております。平成29年10月からは、地元企業であるビジョンマニュファクチャリング兵庫株式会社様と子育て応援企業協定を結ばせていただいて、母乳パッドとお尻ふきのプレゼントをさせていただいておりますし、公費によるカーミンバスタオルとよだれかけもプレゼントをさせていただいております。姫路市にはない取組というふうに自負しております。町としましても、お子さんを安心して産み育てられるよう、引き続きサポートを続けていきたいと考えております。

以上、小寺議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（廣納 良幸君） 小寺議員。

○議員（4番 小寺 俊輔君） 神河町独自の施策をね、いっぱいやっておられると、当然それは私も知った上でこの質問を、あえていじわるな意味を込めてやらせていただいたんです。何でしたかいったら、先ほど来言うようにね、民生福祉常任委員会で課長がそういうふうに説明されたから、私はこれを、あえてこの質問をのせたんです。結果的にそうなったいうんやったら、わざわざ民福の委員会の席上でね、3町で足並みをそろえてやりませんということになりましたという報告すら要らないわけなんですよ。それを言われたから、こういうふうなちょっといじわるな質問させてもろうたんです。

先ほどからね、健康福祉課で取り組んでいる母子対策事業としての、いろいろお聞き

しましたけれども、これは通常時、今までからずっとやられていることを、今、多分発言していただいたと思うんです。じゃあこの新型コロナ感染症流行下でね、そのコロナ禍に対する何か対策といいますか、施策といいますか、そういうのは私の知る限りは今のところはないと思っておりますけれども、実はありますよと、こういう新型コロナになってからこういうことを特別にやっていますよというのをやられていますか。それとも、いやいや、もうこんな新型コロナ関係なく、もうこれ以上、神河町として今の妊産婦の方には支援は必要ないから現状どおりで大丈夫、そういった判断をされているんですかね、その辺のところいかがです。

○議長（廣納 良幸君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。先ほど説明をさせていただいた事業の中に、町独自事業ということで、母子手帳交付から大学生までというところについては、今回の出産に関する新しいメニューというふうに思っております。また、プレママ・プレパパカフェの関係でも、昨日も開催させていただいたんですけども、やはりお母さんのほうが皆さんと同じ部屋のほうで教室に行くというのに不安を持たれているというところで、今、先月から始まったんですけども、リモートで助産師、それから妊婦体操というのをさせていただいて、それをリモートで自分のスマホのほうにつないで、一緒に体操したり、不安に思っていることを助産師さんに質問をするというような形の事業も展開をさせていただいております。今現在、私のほうで把握している部分については、その2つかなというふうに思います。以上です。

○議長（廣納 良幸君） 小寺議員。

○議員（4番 小寺 俊輔君） 小寺です。子育て世帯地域商品券助成事業ですかね、これは確かに妊産婦の方にも配られたとは思いますが、すみません、これは私、度忘れして申し訳ないんですけども、これはいつからいつまでの、この母子手帳を発行された方が対象になられてるんですかね。

○議長（廣納 良幸君） 多田課長。

○地域振興課長（多田 守君） 地域振興課、多田でございます。この子育て商品券でございますけれども、まず最初は、幼児というか、生まれた方から大学生までというふうなところで支援をしていたんですけど、それから追加で、妊婦さんにもというような形で追加でさせていただいております。多分、ちょっと日付は覚えてないんですけど、6月の定例会というか議会で、臨時議会だったかもしれませんが、上げさせていただいておりますので、7月31日までの母子手帳の交付者ということで対象としていたと記憶しております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 保西健康福祉課特命参事。

○健康福祉課参事兼保健師事業特命参事（保西 瞳君） 健康福祉課、保西でございます。保健師の立場からお話をさせていただきたいと思っております。先ほど議員がおっしゃいましたように、平常時の事業の延長というふうな言い方をされたと思うんですけども、

確かにそうではあります。ただ、今このコロナ感染症というものが目に見えないところにウイルスがあるかもしれない、そういった中で、本当に妊婦さん、あるいは産婦さん、小さいお子様をお持ちのお母様方につきましては、やはり感染をさせるかもしれない、自分が媒体となって子供にうつすかもしれない、いろんな葛藤の中で日々生活をされているのは重々もう理解しております。

その中で、様々な子供さんに対する健診でありますとか、乳幼児相談をしておりますが、我々もその感染になってはいけない、媒体として対象者の方にうつしてはいけない、そういったところで、ふだんではない感染の意識を本当に今、マックスに思っております。いろんなつい立てをするなり、マスクをする、これは当たり前ですけれども、マスク、手指消毒、あとは来られる方につきましてはもちろんマスクをしていただく、お熱がある方には今回控えていただく、あと密にならないためには、来ていただく方の人数制限、この時間帯には何人来てくださいという細かな御案内をさせてもらいまして、時間配分をさせていただきまして、健診等をさせていただいております。

あと、妊婦訪問につきましては、今から子供を産まれるという方については、本当に以前よりも少し詳細なね、心配りをさせてもらいながら、感染予防をふだんよりもしっかり、どういったところに気をつける、あと、安心を持って、自信を持ってお産に挑んでいただくための説明をさせてもらいながら、細かく時間をかけながら事業をさせていただいております。ですので、物には代えることはできませんけれども、精神的な支えとしての働きを今、我々はさせていただいているなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 小寺議員。

○議員（4番 小寺 俊輔君） 小寺です。今、保西参事がね、保健師の立場としてお答えさせていただいて、精神的な立場、確かにそれはとても重要なことだと思います。本当に妊婦さんたちはね、妊婦さんだけじゃなくて、その御主人様にしても、物すごい気遣われて今、生活されておられると思うんです。そういったもう心のケアというのは、これからも十分お願いしたいのと、私が今回申し入れるのは、もうその精神的な心のケアだけではなくて、いわゆる実費ですね、実費のケアも何とかならないかという質問なんです。

時間も限られておりますので、このままちょっと進まさせていただきますけど、次、財源の面でお聞きします。神河町にこれまで国からコロナ対策に使ってくださいと示された交付限度額が3億6,279万9,000円、もしこれ金額間違えておたらまた指摘していただいたら結構です。そのうちまだ確定していない事業もありますが、使ったのが3億3,320万8,000円、まだ国からのコロナ対策交付金としては2,959万1,000円余っています。

今定例会の初日に一般会計補正予算で、同僚議員が交付金の余剰分の取扱いについて質問されました。私の理解が間違っていたら申し訳ないですが、財政特命参事の答弁では、事業確定による不用額、これから交付される予定の第3次交付分は、町がコロナ対

策で行った様々な事業の一般財源分に充てるとのことでしたが、町としてはコロナ対策の施策はこれで十分と判断されているのでしょうか。

確かに神河町は裕福な町ではありません。財政も非常に厳しい中、何でも助成するわけにはいかないことも十分に理解しています。今回のコロナ対策で、神河町一般財源持ち出し分が5,830万2,000円と、多額の持ち出しをされたことも理解しています。ただ、神河町独自の事業所元気回復支援金など、他町に勝る事業を計画、実施されたときの思いは町も全力で応援するんやと、コロナに負けるな、そういった思いで事業を計画、実施されてきたと私は思っています。そういった思いがあればね、事業確定で不用額が出たからといって、それを一般財源分のほうに充てるのではなくて、じゃあ余ったお金で第二弾、第三弾のね、緊急支援策を私は展開するべきや思うんです。

今、世間では第三波襲来ということになってますわね。そうしたらもう、当然その頃の状態とは変わってきておるんで、次々新しい施策なり支援が必要やと思うんですけれども、そういった思いを込めてね、今回助成する気にはなれませんか、いかがですか。

○議長（廣納 良幸君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。臨時交付金の関係につきましても、先般来、多数の御質問をいただいたところで、お答えをさせていただいたところでございます。今現在の臨時交付金につきましても、実施計画の最終が年を明けました1月というふうに、の予定ということで聞いてございます。その中で、今の臨時交付金については、限度額以上の予算措置というところでありまして、この中で減額等が入ってきた部分については、その一般会計扱いになっている部分に充当していくということが基本的な考えでございます。

あと、この臨時交付金について、まだ最終的に事業を新たにのせれるかというところにつきましても、可能でございます。制度的な取扱いについてのみお答えをさせていただいたところで、よろしくお願いをします。

○議長（廣納 良幸君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） また財政担当がこの後、答弁もするかとも思ったんですが、これからの動きということでございます。先般、一般会計補正予算の総務文教常任委員会での付託審査いただいた中でも、ただいま小寺議員の質問と同じ内容の質問もございました。要するに、現在といいますか、これまで取り組んできた支援策、対策が神河町として十分であったのか、そしてまたこれからの第三波を受けて、国の3次補正も含めてどうやっていくんだという質問でございます。

私、執行部のほうから申し上げましたのは、これまで取り組んできた支援策、対策は、本当に協議をさせていただいた上で計画を立て、進めてきたものですから、しっかりやってきたという思いはあると。しかしながら、状況が刻々と変化する中で、当初思っていたよりも違って来た状況は実際出てきた部分もあると。そういったところをこれからさらに協議をしながら、そして併せて3次補正については年明けから具体的化してくる

ということですから、当然事業実施するとなれば年度またぎ、繰越しということも当然出てくるわけでありますので、まだまだ足りない部分について今後、協議をしていければという考えでございます。

そして、神河町がこれまで新型コロナ対策に取り組んできた基本的な姿勢は、少し欲張りなんです。常にこのコロナ対策、地域創生、臨時交付金という、このことでございます。要するに、そのコロナ対策としてこの交付金を使って、いかに地域全体が元気になるかという、ここを基本にさせていただきましたので、直接的な交付金の支給で、それで完結ということではなしに、これまで取り組んできた地域商品券を中心としたその政策が、利用する側も、そして利用していただいた事業所も、お互いが元気になれるような、そういった効果の拡大といいますか、そういったところを基本にしておりますので、そう考えれば、このたび質問にありましたPCR検査の、その部分で言えば、病院においても検査をしなくても分娩できる、検査をしても分娩できない、そういった産科医院があることから考えれば、そのPCR検査直接ということではなしに、もっと違った形で、もっと地域が元気になるような、そういったこともこれまでやってきたように考えていければと、そんな思いはあるわけでございます。ここが神河町の基本的な姿勢、ここはしっかり貫いていきたいというふうに考えております。

○議長（廣納 良幸君） 小寺議員。

○議員（4番 小寺 俊輔君） 小寺です。財政特命参事からは、新たに事業展開が可能であると。町長からは、違った形ではあるが何か支援ができればと、非常に前向きな回答をいただいたと私は思っていますが、ただ、このコロナ対策の交付金というのは3月31日までですね。日数に期限、もうそんなに余裕ないんです。これが例えば来年度もそのまま繰り越して使える交付金という性質のものであれば、私もそんなに突っ込む必要もないんですけども、これはもうこの年度内にやってしまわなければいけない事業ということなんで、また時間も限られてますんで、もう一つまた少し突っ込んで質問させていただきます。

次は、第2次神河町長期総合計画、これの策定と、それと神河町地域総合戦略、これを作成されたときの思いについて私は質問させていただきます。

長期総合計画の町づくりの基本目標の1、これが郷土を愛し、次世代を担う人材を育てると、基本目標のトップに掲げておられますね。その中の項目の、これまたトップに、少子化対策を講じるとともに、楽しく子育てができる環境づくりや、子ども・子育てへの多様な支援に取り組むと、こう長期総合計画には掲げておられます。これ通告はしておりません。で、また同じように、神河町地域総合戦略の基本目標、この中では、希望を持って結婚・出産・子育てできる社会を実現すると掲げておられます。それに対する基本施策では、安心して子供が産産、子育てできる環境の構築と掲げておられるんですね。

神河町の施策の方針を決める長期総合計画、地域総合戦略でこういったことを掲げて

おられるんで、私、今回のこの私のほうから提案させていただいていることはね、この総合計画と総合戦略、これどちらにも沿った話を提案させていただいていると思っています。

一番最初の私のこの一般質問の冒頭で申し上げたように、妊婦さんはもうストレスを抱えておられます。確かにね、健康福祉課長がおっしゃったように、どうしても立ち会いたければ自費で立ち会われます。私もそうします。何かね、それはそれでいいんですかという話なんです。今回のこの新型コロナ蔓延によるPCR検査を受けなければ出産の立会いができないという状態はね、これはふだんの通常の状態ではないわけですよ。もう本当に特別な状態なんですね。たまたまほんまはこの今の時期に出産が重なって、たまたまその重なってしまったために、その立会いをしようとするれば、もう自費でPCR検査を受けなければならない。非常にもう、どういうんですかね、不運な状態になっていると私は思っているんですよ。で、なおかつもう自費ですから、2万円、3万円余分なお金を支払わなければいけないわけですよ。こういったときにね、長期総合計画、地域総合戦略でね、こういったこと、理念をね、基本目標を掲げておられるんで、こういった面からも何とか神河町として応援する気にはなれませんか。

○議長（廣納 良幸君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） ただいまの質問でございます。先ほどの答弁にも申し上げたとおりでございます。この間、コロナ対策についても、神河町独自の支援策を打ってきたところでございます。妊婦対象としたコロナ対策支援事業、地域商品券、あるいは子育ても含めてやってまいりましたし、これは妊婦というだけではございませんが、子育て世帯だけではありません、神河町全世帯に対する地域商品券の、そういった事業も取り組んでまいりました。基本姿勢は、長期総合計画、地方創生総合戦略に沿った政策を掲げてやってきたところでございます。

したがって、今後もその基本的な姿勢を貫いていきたいというふうに思っておりますが、繰り返しになりますが、神河町としては、この地方創生でありますから、地方創生はどういうことか。地域経済がさらに拡大していく、循環する、これで住む人も、そして全ての方が元気になれる、町全体がにぎわう、ここを基本にしております。したがって、欲張りな政策かもしれませんが、そういった地域商品券を中心として、その商品券を地域で利用することによって、地域経済がさらに循環できる、ここを基本に今後も考えていきたいというふうに思っておりますので、御理解よろしくお願いたします。

○議長（廣納 良幸君） 小寺議員。

○議員（4番 小寺 俊輔君） 小寺です。私としてはね、もうこの場でぜひやりますというふうなね、もう笑顔の満面回答をいただきましたわけですが、このままたつまで続けておいてもね、恐らくは思いがあってもこの場でなかなか明言というのも当然執行部側の方もできないと思いますんで、私の一般質問はこの辺で閉めさせていただきますけれども、今回提案させていただいたことはね、私をはじめ、ここにいらっしゃる多く

の同僚議員の方の賛同を得られると私、個人的には思っております。執行部、いわゆる行政がやらないのであれば、それに代わってやるのが我々議員、議会の務めやと思っておりますので、もしかしたら近いうちに発議等々をするかもしれませんが、そういったことをお伝えして、私の一般質問はこれで終わりにさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（廣納 良幸君） 以上で小寺俊輔議員の一般質問は終わりました。

○議長（廣納 良幸君） ここで暫時休憩といたします。再開を15時10分といたします。

午後2時52分休憩

午後3時10分再開

○議長（廣納 良幸君） 再開します。

続きまして、6番、小島義次議員を指名いたします。

小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） 6番、小島義次です。私のほうからは、幾つかの点につきまして質問させていただきます。

まず最初は、通学路における交通安全対策についてですけれども、通学路における交通安全対策は、当町の通学路交通安全プログラムにより定期的に協議されていると思っております。町のホームページにもアップされていますが、それを見ますと、表紙には平成27年3月の発行の記載があります。ホームページそのものは今年11月の9日、私が見たときは9日更新になっていましたけれども、その中にあります添付資料の通学路対策箇所一覧表がありますけれども、その内容や対策箇所についてはいつ更新されたものでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（廣納 良幸君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、小島議員御質問の通学路における交通安全対策について、まず1つ目ということでございますが、私のほうからこの大きな1番、通学路における交通安全対策についての基本的なところを述べさせていただいて、具体的な部分については教育長のほうから答弁をさせていただきたいというふうに思います。

通学路交通安全プログラムにつきましては、平成24年、全国で登下校中に児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、通学路における安全対策について、福崎警察署、姫路土木事務所福崎事業所や、学校、役場関係課で構成する神河町通学路交通安全対策協議会を組織し、年に1回、協議会を開催して、必要な対策について協議を行っているところでございます。この後の具体的な部分については、教育長からお答えさせていただきます。

○議長（廣納 良幸君） 教育課長です。

○町長（山名 宗悟君） 教育課長から。

○議長（廣納 良幸君） 藤原教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（藤原 美樹君） 教育課、藤原でございます。神河町におけます通学路交通安全プログラム対策一覧表はいつの更新かということにつきまして、先ほど町長が答弁をさせていただきましたとおり、毎年、年に1回、時期につきましては10月ないしは11月に神河町通学路交通安全対策協議会を開催し、協議を行い、その中で現地調査が必要な箇所については現地調査も行い、対策が完了したもの、引き続き要望していくもの、また新たに対策が必要なものについて検討を行った上で、対策箇所の一覧表の更新を行っております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） 年1回の協議ということで、分かりました。それにつきまして、その一覧表では10か所上げられていますけれども、1番から10番までそれぞれ内容が書いてありますが、その進捗状況ですね、それぞれ施工されたところ、あるいは今からするところであると思うんですけれども、その状況をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（廣納 良幸君） 藤原教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（藤原 美樹君） 教育課、藤原でございます。通学路対策箇所といたしまして、10か所の進捗状況ということについてでございますが、10か所につきましては、通学路交通安全対策協議会の中で検討し、特に重点的に検討すべき箇所として、この今年度につきましては対策一覧表としてまとめております。10か所のうち2か所につきましては、本年度の対策協議会の中で完了を確認し、削除を行っております。1つ目につきましては、大畑地内、越知、大畑の境付近なんですけれども、県道岩屋生野線の落石防止施設の整備を検討ということで、ここ数年来検討してこさせていただきましたが、これにつきましては越知谷小学校が閉校し、通学路でなくなったということでございますので、この協議会での通学路対策箇所からは削除をさせていただいております。2つ目は、山田地内のグリーンベルトの設置でございますが、これに関しましては、設置が既にもう完了しておりますので、削除をしております。

残りの8か所についてでございますが、グリーンベルトの設置を要望している箇所が3か所あり、全て今年度中に設置する予定でございます。場所につきましては、福本地内の国道312号線の福山バス停付近と、新野地内、県道長谷市川線の新野駅前交差点付近及び長谷・大川原地内の県道一宮生野線の蛸橋からカクレ畑付近まででございます。

次に、注意喚起等の看板の設置を要望しているところが2か所ありまして、これも全て今年度中に設置する予定でございます。設置箇所は、猪篠地内、国道312号線の門貝バス停付近と、鍛冶地内、町道鍛冶柏尾線の寺前橋の東側付近でございます。

次に、継続の要望箇所が2か所ございまして、貝野地内、町道粟賀・柏尾・貝野線のしんこうタウン付近の信号機の設置要望でございますが、これにつきましては交通量が

少ないということで、公安委員会からは設置は非常に難しいと言われておりますが、新野駅への送迎の時間と通学の時間が重なるので、引き続き信号機の設置の要望と併せて、通学の時間帯に警察のほうにパトロールをしてもらうよう要望をしております。

もう1か所、吉富地内、国道312号線、理容よしとみ北付近の歩道拡幅についてでございますが、国道に隣接する住宅等の問題もございまして、これにつきましても継続して要望を続けてまいることと決定しております。

最後に、比延地内、県道長谷市川線の日吉神社付近の歩道設置につきましては、現在、工事を行っております、令和3年度末に完了予定となっております。また、今年度新たに2か所を新規要望として掲上しております。1つ目は、吉富地内、天理教前の町道庵西2号線と国道312号線の接合付近の一旦停止の看板は、今年度に設置する予定でございます。2つ目は、宮野地内、県道加美穴栗線、加門果樹園さん付近の横断歩道の設置でございます。こちらも今年度に横断歩道の設置と、歩行者だまりの設置を行う予定としております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） ありがとうございます。順次、子供たちの安全のために実施されているということで、お願いしていきたいと思っております。

続いて、寺前小学校前の町道についてですけれども、かねてより安全対策をお願いしております、スピード注意の看板を設置していただきました。運転者も注意されるようになったと思いますが、確実にスピードを落とすには、やはり法的規制のある速度制限が必要ではないかと思っております。上岩地内から寺前駅ロータリーにつながっている道路として、工事が完成すればもっと多くの車がこの道路を通る可能性があります。そのことを考えれば、運転者に一番よく目につく方法として、学校マーク、いわゆるこういう形のマークですね、こういう学校マークを寺前小学校、あるいは必要とあれば神崎小学校にもそれぞれ2か所ほど、学校に近づいた辺りで路上標示してもらってはどうかということです。これは以前にもお願いしておりましたけれども、その後、進展はどうか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 藤原教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（藤原 美樹君） 教育課、藤原でございます。寺前小学校、神崎小学校付近の学校マーク路上標示につきましては、道路上の学校マークの設置について警察の公安委員会に確認をいたしましたところ、規制標示ではないので、設置者は道路管理者あるいは交通安全管理者でありまして、その設置基準としては明確なものではなく、設置者で判断するものであるとお聞きをしております。一般的には学校近くの主要道路で通学路に指定されているが歩道整備が不十分な路線において、運転者にこの先、学校があり、登下校する児童生徒がいますという注意喚起をし、安全運転を心がけるよう呼びかけるという意味合いで設置をしているとのこととでございます。

その上で、神崎小学校につきましては、学校付近の国道につきましては直接通学路に

はなっておらず、学校の東側の道路につきましては、ゾーン30を設定しております。また、神崎庁舎の南側の町道につきましては歩道もございますので、この点から検討しますと、神崎小学校付近においては学校マークを設置する適当な箇所がないと判断をしているところでございます。

続いて、寺前小学校についてでございますが、寺前小学校においても、学校前の町道には歩道が設置されております。ただ、学校前の町道水走り中河原線については、現在、道路改良が行われております。以前、学校の南側の直線部分について、車が非常にスピードを出して危険だというような、先ほども議員御指摘いただいたんですけれども、その上で注意喚起の看板も設置させていただいたところでございます。来年度には、全線改良工事が完了をいたしますので、全線開通後の状況を踏まえまして、再度、通学路交通安全対策協議会で協議をしたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） ありがとうございます。数少なくなっている大切な子供たち、その子供たちを事故から未然に防ぐためにも、できるだけの方法を取っていただきたい、そしてまたこの学校マークもつけていただいて、運転者が注意して、ここは学校があるからスピードを落としましょうというような感じになるようにしていただけたらと思います。今後の取組をよろしく願います。

次の質問に移らせていただきます。展示商品軽自動車に対する税免除はあるのかということですが、これは神河町の税条例の中に、比較しているんですけれども、神戸市と比較していますが、神戸市の市税条例第64条の4といますのは、この商品であって使用しない軽自動車等に対しては、種別割を課さないということです。これは軽自動車種別割のところの課税免除という項目になっておりますけれども、この条文に当てはまる同趣旨の条文は神河町にはあるのでしょうかということです。お尋ねします。

○議長（廣納 良幸君） 長井税務課長。

○税務課長（長井 千晴君） 税務課、長井でございます。それでは、小島議員の御質問の展示商品軽自動車に対する税免除について、お答えさせていただきます。

御質問の神戸市の税条例にあります内容は、商品として販売業者が展示している中古の軽自動車についての軽自動車税の免除ということで、同趣旨の条文が当町の税条例にあるかとの御質問ですが、当町税条例には同趣旨の条文はありません。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） ありがとうございます。この税条例についてですけれども、いわゆる展示されている商品車ですね、これは展示物となりまして、いわゆる運行の用には供されないもので、道路損傷負担金の面からも課税対象からは外れるというふうになるのではないかと私は思っております。また、4月1日時点で展示在庫している車

両の軽自動車税は、届出名義である自動車販売業者が実質的に負担しているとも聞いております。これは棚卸資産に対する課税でありまして、かつ道路をほとんど走行しない軽自動車に対する課税ともなります。これらは本来は課税対象から外れるものではないかと思っております。その自動車税種別割の課税の根拠は、今言いましたように、主に財産税と道路損傷負担金になりますけれども、棚卸資産である商品車は財産税の性格上の面でも課税対象から外れると。それからもう一つ、商品車は展示物でありまして、運行の用に供されないのので、道路損傷負担金の面からも課税対象から外れるのではないかと、私はそういう見解を持っております。したがって、今言いましたように、この課税対象から外れるのかどうかということですね。これは課長、どうでしょうか。

○議長（廣納 良幸君） 長井税務課長。

○税務課長（長井 千晴君） 税務課、長井でございます。各税の税率につきましては、地方税法で定められておりまして、それに基づいて課税しているわけですが、展示商品の軽自動車の課税免除というのは法令には定められておらず、条文をつくられているところは、各自治体が独自に実施されていることとなります。

ただ、独自に課税免除するに当たりましては、その地域における特殊事情等を考慮して、その地域の社会経済のために税を免除するまでの公益上の事由が認められるか否かというところが重要になってきます。当町においては、大規模な中古車センターのような業者もありませんので、4月1日までに登録抹消をされれば課税にならず、実際、町内販売業者所有の軽自動車は、毎年2月から3月に大変多く登録抹消されております。車検が残っている軽自動車につきましては、それで商品としての付加価値があると思いますので、業者側にとっても不利益が生じているとは考えにくいと、現時点では改正の必要はないと考えております。

ただ、今後、全国的な動向や近隣市町の状況を見て検討の必要があると考えられる状況になれば検討をしたいと思っておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） ありがとうございます。これは、私が言いたいのは町条例ですね、中に神戸市の64条の4と同趣旨の条文と、プラス、かつ、中古車販売業者名義で届け出されている商品自動車、その文言を加えてはどうかということですが、これは実は、町内の事業者からの声もありまして、そういうふうにして課税免除していただくと非常にありがたいという声を聞いております。これは全国で18県の中で104の市町がその税免除をもう既に実施していると。大阪市も2021年度からは実施する方向にあるということを知っております。したがって、そういう必要性があるということで、いわゆる不利益が生じているとは考えにくいとありますけれども、実際には2月から3月に登録抹消されていること自体が、4月になれば税金がかかるからと、そういう趣旨もあると思うんですね。

だからその種別税が課税されなければ、そのまま登録したまま店に展示しておいてできる。そしてすぐ欲しいお客さんにはすぐに売ることができる、登録がもうありますからね。だからそういう意味で言えば、早く物が回って少しでも経済のね、活性化につながるのではないかと考えております。そのことですけれども、他町ですね、全国的にはこれからだんだんこういうことは入ってくると思いますけれども、郡内の他町とも調整が必要なら協議していただいて、実施の方向に進めていただきたいと思いますと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（廣納 良幸君） 長井税務課長。

○税務課長（長井 千晴君） 税務課、長井でございます。最初に議員のほう为例に出されておりました神戸市さんのほうですね、神戸市のほうにも状況のほうをちょっと確認させていただきました。といいますのが、実際この減免、免除をするには、大変たくさんな要件がございます、例えば古物商許可証が要るであったりとか、業者の、自動車の陸運局の証明が要るであったりとか、いろんな要件がありますので、そういったことを神戸市さんのほうは何もホームページ、表に出されていなかったのも、運用のほうをお聞きしましたところ、現時点ではそういった商品車にはプレートを交付しないといったような状況だけで、要するにこちらからプレートを配付するわけではありませんので、業者の申請のままプレートが交付してない状況ということで、こちら神河町であったりとか、兵庫県内の条例が何もなくて変わらないような状況であるということを確認させていただきました。ただ、神戸市のほうも、そういった声があったりするので、今後検討の必要があるかということでした。

あとまた、先ほど大阪市の例もおっしゃったんですけれども、隣の大阪府内も、府下では43市町のうち34市町が条例制定はしているようなんですけれども、実際の運用しているのは2市だけということでした。なので、今後、国の動向がそのようになってくるかとは思いますが、現在のところ、兵庫県下で本当にこういった減免の免除をされているのは宝塚市だけではないかと思われますので、状況を見ながら検討していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） ありがとうございます。これからですね、今、コロナの時代で大変流通が悪くなっているということもありますので、それを少しでも円滑化できるようにするのであれば、中古車販売業者名義で届け出されている商品自動車も免税の方向に持って行っていただければ、経済の活性化が少しでも進むのではないかと思います。特にこの神河町は山村ですから、車がなかったらもう動けないと、生活できないというような状況がありますので、そういう面からもぜひともよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。神河町行政におけるデジタル化の状況です。今、国のほうもデジタル庁ということで、デジタル化を進めるために創設して

おります。先進諸国との遅れが目立つが、行政のデジタル化へと指摘されています。パソコンやスマートフォンなどからオンラインで完結できる行政手続は、全国平均で僅か7%との報道もあります。神河町におきましても、行政手続のオンライン化の推進と、今後のDX、いわゆるデジタルトランスフォーメーションですね、それに取り組むことは当然となります。この難しい言葉が出てきますけども、私ちょっと調べたら、DX、デジタルトランスフォーメーションというのは、デジタル技術による業務やビジネスの変革であるということで、労力の削減や収益アップにつながることは今後間違いないであろうと言われております。その推進をしていくことだと思います。これも今、町内でされていますPDCAですね、チェックされていく、あれも昔は企業側から発生したものであって、それが行政にも適用されている。多分、このDXも今は企業側が発祥ですけども、やがて行政のほうにも入ってきて、変革いうんですか、改革されていくであろうと。国は、今後1年間を行政のデジタル化の集中改革期間と位置づけて取り組む方針だということを聞いております。現在、この神河町としてどのぐらいデジタル化に向けての取組がなされているのか。その中でも、今からでも取り組める可能なオンライン化を進めるべきだと思いますが、いかがでしょうか、お伺いします。

○議長（廣納 良幸君） 岡部総務課特命参事。

○総務課参事兼情報発信特命参事（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。小島議員の行政におけるデジタル化の状況につきまして、まず、①番の現在の神河町としてどのぐらいのデジタル化に向けての取組がされているか。また、今からでも取り組める可能なオンライン化を進めるべきだと思うがというところの質問に、お答えをさせていただきます。

まず、神河町のデジタル化の現状についてでございますが、現在、コンビニエンスストアでの各種証明の発行、税等の公金のクレジットカード及びコンビニエンスストアでの決済を実施をいたしております。学校関係におきましては、国のGIGAスクール構想による補助金等を活用し、町内の小・中学校の児童生徒へ1人1台のタブレットを配付し、インターネットを活用した事業を行えるように整備を行っております。

また、現在、取り組んでいるオンライン化といたしましては、今年度9月の補正予算にも計上させていただきましたリモートワーク対応のネットワークの構築、タブレット端末の導入によるリモート会議やペーパーレス化、それに伴う庁舎内のインターネットアクセスポイントの整備、高齢者体操教室などのリモート化のための機器の導入、町が主催のリモート会議のためのライセンスの取得、税等の口座振替データのインターネットによる伝送サービスの導入など、一気にデジタル化を推進するための現在、準備を行っているところでございます。

次に、今からでも取り組めるオンライン化の推進という問いでございますが、昨年12月にデジタルガバメント実行計画が閣議決定され、公表をされました。その中で、行政手続のオンライン化、自治体クラウドの推進、業務プロセス・情報システムの標準化、

AI、RPへの活用による業務の効率化など、多くの取組を国が推進をしております。

神河町といたしましても、引き続きオンライン、デジタル化を進めてまいります、そのためには職員のスキルアップや町民のニーズ、そして何より財政、財源の問題などがあると思いますので、今後の国や県の指導や全国的な動きに注視しながら、遅れることのないように取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） ありがとうございます。今からの話であるというふうに捉えることができますと思いますけれども、現状のところでもそのデジタル化に対しての方法が取られているということで、実現可能な行政手続のオンライン化として言われていますのは、マイナンバーカードを活用したマイナポータル・ぴったりサービスの活用があるということだと思います。

政府としても行政のデジタル化を進める重要な手段としてマイナンバーカードの活用を重視しております。普及促進に向けて、健康保険証や運転免許証など個人を識別する規格の統合を目指していると聞いております。特に子育てワンストップサービス、電子申請対応状況ですけれども、これは今年6月末で950の地方公共団体が実施済みであると、全体の75.3%とのことだそうです。

このマイナポータル・ぴったりサービスのところですね、子育てのワンストップサービスの中で、具体的にはどういう手続があるのかということをちょっと調べたんですけども、児童手当の受給資格及び児童手当の額についての認定の請求とか、あるいは氏名の変更、住所変更等の届出とか、児童手当の現況届とか、これは児童手当についてですけども、保育にしましては支給認定申請書とか、あるいは母子保健につきましては妊娠の届出とか、こういう事柄も、それ以上もまだありますけれども、こういうことが子育てワンストップサービスの電子申請の対象手続になるということです。

神河町でこのマイナポータル・ぴったりサービスを今、利用できるのかどうかですね。それで、どのぐらい利用されているのか、それを基に今後取り組み、これとこれはこういうふうに重点的にやっていきたいと、そういうような取組方針がありましたらお聞かせください。

○議長（廣納 良幸君） 岡部総務課特命参事。

○総務課参事兼情報発信特命参事（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。続いて、小島議員のマイナポータル・ぴったりサービスについての御質問にお答えをさせていただきます。

現在、神河町では、マイナポータル・ぴったりサービスとして、行政サービスの検索や、一部申請書のオンライン入力及び入力済みの申請書の印刷が可能です。しかし、伝送等によるデジタルデータでの提出、いわゆるオンライン申請はできない状況があります。

また、利用状況でございますが、参考の数字となりますけれども、特別定額給付金オ

ンライン申請を以前にやらせていただいておりますが、その際の受付の数字といたしまして、全体の申請が4,180件の申請があったうち、電子申請につきましては54件ということでございまして、割合といたしましては全体の1.3%ということになっております。まだまだ電子申請の需要については、多いとは言えない状況でありました。今後の取組方針につきましては、さきのオンライン化同様、国や県の動向を注視しながら、補助金など活用しながら、電子申請の仕組みについて導入をしていきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） ありがとうございます。いわゆるオンライン申請は、なかなかそういう設備とか出し方とか、やり方というのがよく分かっている方は、このように54件ということできていると思うんですけども、これからそういうやり方とか方法とか、それをどんどんPRしていかないと、なかなかこっちのほうには進んでいかないと。世界ではもうどんどんこんなのが進んでいって当たり前のようになっているけども、日本の行政は少し後から追っかけているような感じで、この町としましても、そういうPRですか、電子申請がこんなのできますよというようなことを住民の方に広く知らしめるための方法等、何か考えておられるでしょうか。

○議長（廣納 良幸君） 岡部総務課特命参事。

○総務課参事兼情報発信特命参事（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。このマイナポータル・ぴったりサービスにつきましては、このシステム自体が国のシステムに各自治体が利活用させてもらっているという状況でございます。

その中で、神河町がどのような使い方を推進するかというのは、町内部で検討して決定してまいらなければいけないシステムだと思っておりますが、なかなか先ほど議員さんが言われてますとおり、やはり町民というか、電子申請のニーズがなかなかない中で、町がそこになかなか踏み切れない状況というのがあります。今後、先ほど言われましたとおり、どんどんどんどん推進をされてそういうシステムが出来上がった際には、町としてもどんどん活用してくださいというようなPRをやっていかないといけないというふうには思っております。ただ、先ほど言いましたように、まだ少しできない状況でございますので、出来上がった暁には、そのようにPRをさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） 小島です。今ありましたように、これから、今から始まっていく施策であるというようなことに取れると思うんですけども、こういうことができるよというような、簡単に未来の時代をちゃんと住民の方に知らせていく、こういう方向になっていくよと、そういう予見を知らしめるようなPRもしていただければ、よりそのときになったときね、やりやすいんじゃないかと思っております。

続いて、そのデジタル化に伴いまして、押印廃止が進められています。この押印廃止

は、行革担当大臣が約1万5,000の行政手続のうち、99.24%の手続で押印を廃止できると、これはかつて明らかにしておりましたけども、その約1万5,000手続のうち、各省庁が押印を存続の方向で検討したいと回答したのは、僅か1%未満の111種類ぐらいであったということも聞いております。このように、国において約99%の行政手続文書の押印が実際に廃止された場合、神河町としても国に連動した廃止対象リストの洗い出しをやっていかないと、この文書とこの文書は押印しますよ、これは要らないですよ、まあ要らないほうが多いと思いますけれども、その洗い出しを積極的にしていくことが大事ではないかと考えるんですが、このことについてはいかがでしょうか。

○議長（廣納 良幸君） 岡部総務課特命参事。

○総務課参事兼情報発信特命参事（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。小島議員の3番目の、国が進めている押印廃止の取組について、お答えをさせていただきます。

先ほど議員さんがおっしゃられたとおり、河野太郎行政改革担当大臣が行政手続時の印鑑使用の原則廃止を全府省に文書で要請したことから、全国の自治体に押印廃止の動きが広がっております。現在、基本的には国の行政手続文書の押印廃止の動きに合わせて、神河町としても同じように進めていくこととなると考えております。

先日開催をされました兵庫県町村会の総務課長協議会でも、押印の廃止についての各町の状況確認がされましたが、現在、検討中の町と、押印書類の洗い出しを行っている、また準備を進めているという町がございました。いずれも本作業はこれからで、どのような手法でやればよいのかを検討されている状況でありました。現在、洗い出しを進めている町につきましても、押印を廃止できる書類、廃止できない書類、調整が必要な書類など仕分が必要ということで、大量な事務作業が必要であると伺っております。

以上のことから、小島議員の御質問の洗い出しについて町の見解ということでございますが、既に総務の担当者レベルではいろんな業者等との検討は行っておりますが、大量な事務作業が発生することから、先進的な市町や例規等に関するコンサルティング事業者の指導もいただきながら、今後、効率的に事務作業を進めてまいるといように考えております。

以上、押印廃止についての回答とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） 小島です。ありがとうございます。時代の流れとしてはそのように、その方向に動いていくんじゃないかと思っております。日本は判この文化ということを言われておりますけども、とにかく証明するためには自分の印鑑、特に実印なんかですね、大事なものとして取り扱っておりますけれども、それがこのデジタル化になっていきますと、電子署名という形で今度は変わってくると思うんですね。それがどんどん発達していきますと、いろんな書類がもうパソコンの画面上で全て終わってしまうと、そういう便利さが、いわゆるメリットがね、出てくると。反対のデメリットもあると思うんですけども、そういうことで押印廃止がこれからメリットのほうを重き

に置いたものとして進んでいくであろうと。大変な作業になると思いますけれども、それがまとまって整理してこられた段階で、これとこれの文書についてはもう押印はしませんという形ですね。大体のところは今でももうサインとか、判こがほとんどない手続上の文書になっておりますけど、そういうふうに進んでいくであろうと。その作業は大変ですけど、また進めていただきたいと思います。

次に、最後の質問でありますけども、いわゆる教育面でもデジタル化の効果が大きいと思います。特に不登校生徒に対しては、ICT授業、いわゆる学習支援を受けることで2005年から出席扱いとなっておりますが、これまでコンピューター等が、5.4人に1台しかその機器が配置できていなかったということだそうです。けれども、来年4月から全ての生徒に端末機が利用できて、不登校の児童生徒にも学習できる環境が整ったと。ICTでオンライン授業が可能であり、ICTを活用して学習支援が可能となっていくであろうと予想されています。

当町でもそのハード的な面につきましては、たくさんこの機材が入りまして充実してきていると思いますけれども、不登校生徒あるいは児童への学習支援としてオンライン授業の方向性、これから入っていくと思うんですけども、この方向性、どうなんでしょうか。近々できるのか、それとも今すぐできるのかですね、やっぱり環境整備が整ってないと思えないと思えますけど、その辺りの方向性をお聞かせください。

○議長（廣納 良幸君） 入江教育長。

○教育長（入江多喜夫君） 入江でございます。それでは、ただいまの小島議員の御質問にありました不登校児童生徒への学習支援としてのオンライン授業という御質問にお答えさせていただきます。

学校におきましては、今年度、国のGIGAスクール構想の実現の取組により、小学校、中学校の全児童生徒に1人1台の端末、タブレットを導入しております。これは最初の参事の答弁でもございましたが、導入は9月末に完了しております。現在、一部の学年や学級においてタブレットを活用した授業も実際行っております。また、オンライン学習など、家庭での活用も視野に入れ、活用方法を検討しているところでございます。家庭での活用につきましては、家庭でのインターネット接続の環境整備が必要になってまいりますので、インターネットの環境が整っていない家庭へのポケットWi-Fiの貸出しなどについても、ただいま検討を行っているところでございます。

不登校児童生徒への学習支援ということでございますが、これにつきましては、現在、具体的な方針は決まっておられません、決定しておられません。オンライン学習のやり方には、録画とライブ配信の二通りがありまして、録画は一方向配信となりますが、自分のペースで好きな時間に繰り返し学習することができることから、個人向けの学習、個人学習向きであるということが言えます。一方、ライブ配信は、お互いの顔を確認でき、同じ空間の共有ができる双方向型で、質疑応答ができるなどコミュニケーションが可能で、共同学習向きとなっております。

なお、オンライン学習ということでございますが、これにつきましては不登校児童生徒への学習支援としては有効な手段であると考えられますが、集団の中へ入りづらいにありますとか、人が、どうしても人を信用することができない、自分に自信が持てないといった不登校児童生徒の本質的な生きづらさを和らげるとともに、人とのつながりができるようにすることが不登校に関しまして根本的な部分で重要であろうかと思っております。今後も不登校児童生徒に寄り添い、社会的自立を促していく支援にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上、小島議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（廣納 良幸君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） 小島です。いろいろな取組をありがとうございます。この中で、集団の中へ入りづらい、人を信頼できないとか、自分に自信が持てない、確かにこういう子供たちがいると思っております。だからこそ、逆に言えば、このような児童生徒たちに対して何かを、一人でも学習できるんだと、対人関係なしでも自分は学習できると、それから学習した結果ですね、よく分かったと、あるいは人よりもよくできたというようなことが自信につながれば、これはまたみんなの中に入って行く可能性もそこから芽生えてくるのではないかと、いわゆる自信につながるのではないかと考えています。

そういうふうにして、根本的には自立を促していく支援が大事でしょうけれども、側面として支援していく、学習面でね、自信を持たせたり、よく理解できるとか、そういうところの支援をしていくことが、その子供の成長にとって効果があるのではないかと私は考えるんですけども、主になることは主になることできちっと支援していく。で、側面からこういうオンラインですね、便利な社会情勢になってきてますから、そういう機材を使って自分の学習がしっかりできると、そういうところの支援も続けていくことによって、子供がまた復活してくるといふふうにもなるのではないかと私は思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（廣納 良幸君） 入江教育長。

○教育長（入江多喜夫君） 入江でございます。今、小島議員おっしゃるとおりであると思っております。ただ、学習支援といいますのは、たくさんある中の一つであると思っております。それに対してオンラインを使うということは、手段の一つであるというふうに考えておりますが、その手段を用いることによって、その子供が自己有用感でありますとか下がっている場合には、その学習できた、一つ今まで分からへんなんだことが分かったという喜びが自信につながって、そこから何かが始まっていくということは十分考えられます。ですから、それも有効な手段として活用していくこと、支援として活用していくことは十分認識しておりますし、今申し上げましたように環境が整ってくれば、それも、ほかの不登校でない子供たちへの家庭学習も含めて、特に不登校の子たちにとっては重要なツールといいますか、そういうものになってくるということは十分認識しておりますし、そういうふうにしていきたいと思っております。

ただ、私の大事にしている言葉の一つに、人は人の中で人となるという言葉がありますけれども、例えば今の学習支援におきましても、今、デジタル、オンラインという機械的なものを使って、結果は同じかもしれませんが、成績が上がる、物事が分かる、学習知識が増える、理解度が増すということについては同じかもしれないですが、例えば担任が足を運んでいく、出会えるか出会えないか分からないですが、もし出会えた場合にそこで出会って、そして学習までつなげていくことができる。それは家庭学習ですけども、学校ではなかなかできませんので、そういうことができることによって、学習ができるとともに、人とのつながりができていくと。そういうことを積み重ねることによって、人の中で人としてやっていける力というものが育っていくのではないか、こういう事例もたくさんあるんですが、できたらそういうオンラインによる支援とともに、人としての支援、そういうこともしっかり全体的にやっていく中で、不登校の子供たちを支えていきたいと、このように考えます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） 小島です。ありがとうございます。教育的な観点から見た本質ですね、そこにあると私は思います。

一方、今現在、スマホがもうほとんど子供たちね、触っているということで、そのスマホの画面上における操作とか、あるいはその世界に入り込んでいくということが非常に多くなってきていると思うんですけども、これもデジタルの影響ですね、それだと思うんですが、それによってリスクが、スマホを取り扱うリスクですね、内容のこととか、それもこれから十分子供たちが理解していかないと、インターネット上における落とし穴にはまってしまうということもなきにしもあらずということでありますので、その辺りもまた考えていただいて、子供たちによりよい生活ができる、あるいは学習ができる環境づくりというものを、大変でしょうけれども、進めていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（廣納 良幸君） 以上で小島義次議員の一般質問は終わりました。

以上で一般質問を終わります。

---

○議長（廣納 良幸君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りします。明日から12月21日まで休会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 御異議ないものと認めます。よって、明日から12月21日まで休会と決定いたしました。

次の本会議は、12月22日午前9時再開といたします。

本日はこれにて散会といたします。御苦労さまでした。

午後4時01分散会

---